

平成20年第4回嵐山町議会定例会

議事日程（第1号）

12月2日（水）午前1

0時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告（柳議長）

日程第 4 行政報告（あいさつ並びに行政報告 岩澤町長）
（行政報告 加藤教育長）

日程第 5 常任委員会所管事務調査報告

日程第 6 議案第69号 嵐山町副町長の選任につき同意を求めることについて

日程第 7 議案第70号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 8 議案第71号 嵐山町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正す

ることについて

日程第 9 議案第72号 嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについて

日程第10 議案第73号 嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについて

日程第11 議案第74号 嵐山町立幼稚園設置条例の一部を改正することについて

日程第12 議案第75号 嵐山町立幼稚園保育料徴収条例の全部を改正することにつ

いて

日程第13 議案第76号 嵐山町奨学資金貸付基金条例の一部を改正することにつ

て

日程第14 議案第77号 平成20年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）
議定につ

いて

日程第15 議案第78号 平成20年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正
予算(第

2号)議定について

日程第16 議案第79号 平成20年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算
(第3号)

議定について

日程第17 議案第80号 平成20年度嵐山町水道事業会計補正予算(第2
号)議定

について

日程第13 請願の委員会付託について

○出席議員(14名)

1番	畠山美幸	議員	2番	青柳賢治	議員
3番	金丸友章	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	吉場道雄	議員	6番	藤野幹男	議員
7番	河井勝久	議員	8番	村田廣宣	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	安藤欣男	議員	12番	松本美子	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	柳勝次	議員

○欠席議員(なし)

○本会議に出席した事務局職員

事務局長		杉	田	豊
書	記	菅	原	広
書	記	石	橋	正
				仁

○説明のための出席者

岩	澤	勝	町	長
高	橋	兼	副	町
安	藤		総	務
金	井	三	課	長
富	岡	文	政策	経営
			課	長
			税務	課
			長	

中	嶋	秀	雄	町民課長
井	上	裕	美	健康福祉課長
田	邊	淑	宏	環境課長
大	澤	雄	二	産業振興課副課長
簾	藤	賢	治	産業振興課副課長
木	村	一	夫	都市整備課長
小	澤		博	上下水道課長
安	藤	高	二	会計管理者兼会計課長
加	藤	信	幸	教 育 長
小	林	一	好	教育委員会学務課長
田	幡	幸	信	教育委員会生涯学習課長
大	澤	雄	二	農業委員会事務局次長
				産業振興課副課長兼務

◎開会の宣告

○柳 勝次議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は 14 名であります。定足数に達しております。よって、平成 20 年嵐山町議会第4回定例会は成立いたしました。これより開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○柳 勝次議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○柳 勝次議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 120 条の規定により、

第2番議員 青 柳 賢 治 議員

第3番議員 金 丸 友 章 議員

第4番議員 長 島 邦 夫 議員

以上、3議員を指名いたします。

◎会期の決定

○柳 勝次議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、

委員長より報告を求めます。

安藤議会運営委員長。

〔安藤欣男議会運営委員長登壇〕

○安藤欣男議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第4回定例会を前にして11月25日に議会運営委員会を開会をいたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として柳議長並びに出席要求に基づく出席者として岩澤町長、高橋副町長、安藤総務課長、金井政策経営課長にご出席をいただきまして、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、人事2件、条例6件、予算4件、合計12件というところでございます。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第4回定例会は本日2日から12月5日までの4日間とすることに決定いたしました。会議予定並びに議事日程につきましてはお手元に配付したとおりでございます。

また、一般質問につきましては受け付け順として、4日に1番の金丸友章議員から7番の吉場道雄議員、5日に8番の渋谷登美子議員から11番の清水正之議員とします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたします。

○柳 勝次議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日2日から12月5日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月5日までの4日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○柳 勝次議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

まず、さきの9月定例会において可決されました議員提出議案第14号ミニマムアクセス米の輸入の一時中止を求める意見書につきましては、衆参両院議長及び関係大臣に提出しておきましたので、ご了承を願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案、人事2件、条例6件、予算4件の合計12件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承を願います。

なお、議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会中の予定及び本日の議事日程につきまして、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、水島産業振興課長は病氣療養中のため欠席しております。代理として大澤副課長、簾藤副課長が出席しておりますので、ご了承願います。

次に、9月から今定例会までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、さきの定例会に委員長報告がありました。その報告の中の町政に関する要望事項につきましては、町長あて要望申し上げておりましたが、このほど回答がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。平成20年10月17日に熊谷市文化創造会館「さくらめいと」において開催されました埼玉町村議会議長会主催の議員研修会に議員13名が出席いたしましたので、ご報告いたします。

平成20年11月14日に県民健康センターにおいて開催されました埼玉県町村議会議長会主催の議会広報研修会に議会報編集委員2名が出席いたしました。

次に、本職あて提出のありました請願第6号「〈協同労働の協同組合法(仮称)〉の速やかな制定を求める意見書」提出に関する請願書及び陳情第10号 動物移動火葬車撲滅に関する陳情書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○柳 勝次議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。

なお、町長から行政報告にあわせて本定例会招集のあいさつを求められておりますので、この際これを許可します。

それでは、あいさつ、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、あいさつ並びに行政報告を申し上げたいと思います。

本日ここに平成 20 年嵐山町議会第4回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のためにまことに感謝にたえないところでございます。

本議会に提案いたします議案は、人事2件、条例6件、予算4件の計 12 件でございます。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定であります。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のどおり可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

次に、平成 20 年9月から 11 月まで主要な施策に関しましては、地方自治法第 122 条による事務に関する説明書でご報告を申し上げますので、ご高覧いただきたいと存じます。

さて、この間、町民体育祭、嵐山まつりなど数多くの行事が議員各位を初め区長さん、関係団体や町民の皆様のご協力のもとで盛会のうちに開催をすることができました。心から感謝を申し上げます。今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、あいさつ並びに行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○柳 勝次議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

加藤教育長。

〔加藤信幸教育長登壇〕

○加藤信幸教育長 それでは、教育委員会関係の報告について、お手元の地方自治法第 122 条による事務に関する説明書 34 ページをお開きいただきたいと存じます。教育委員会関係何点かご報告をさせていただきます。

34 ページ、教育委員会関係、(学務課)、1、庶務関係の(2)、学校給食調理場の厨房機器選定委員会についてでございますが、4回にわたる委員会を開催しまして、厨房機器納入に係る最もすぐれた企画提案者として、タニコー(株)を決定をしたところでございます。

下の大きな2番目、学校教育関係、(1)、就学児健康診断についてですが、来年度小学校に入学予定の児童の健康診断、今年度それぞれの各学校の入学予定者数でございますが、合わせますと 155 人、前年度同期と比べて、158 人でございますので、3人の減少、ほぼ前年度と同数の子供たちが小学校に入学の予定であります。

隣のページ、35 ページへいきまして、大きな3番目、幼稚園関係でございますが、来年度の嵐山幼稚園児の募集を行いました。50 名定員のところ、4歳児 53 名応募していただきまして、抽せんの結果、50 名を入園予定者と

して決定をしたところでございます。

なお、旧鎌形小学校の移転に関して幾つかご報告させていただきます。

工事の請負業者を関中建設株式会社に決定し、現在必要な部分の解体作業、不必要な備品等の搬出を行っております。今後、12月から1月本格工事になりますけれども、屋上の防水工事であるとか、外壁改修、内部改修、電気設備工事、機械等の工事が予定されております。なお、工期は2月28日といたしております。工事が順調に整えば4月1日より新しい幼稚園で子供たちが教育活動を展開するということになっております。

最後に、資料にはございませんが、今年度埼玉県からの委託事業であります親学、親になるための学習講座開催をさせていただきます。1点は、中学生が親になるための学習ということで、既に両中学校、町内の保育園のご協力をいただいて親学を実施いたしました。小学校5年生の保護者を対象にした親学については、現在菅谷小学校で1回目が終わりました。聞くだけの講座ではなく、参加者が主体的に学習に参加する新たな形で始めさせていただきました。初めてのことで、今後の成果を見て、少しでも子育てにお役に立てるような親学の講座にしていきたいと思います。

以上でご報告を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 ご苦労さまでした。以上で行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○柳 勝次議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

川口総務経済常任委員長。

〔川口浩史総務経済常任委員長登壇〕

○川口浩史総務経済常任委員長 それでは、総務経済常任委員会の特定事件の調査研究についてご報告を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。記と書いてある下から朗読をいたします。

本委員会は「鎌形上大ヶ谷の開発について」と「情報システムについて」の2件を調査するため10月22日、11月5日、11月17日及び11月25日委員会を開会し、調査研究を行った。

(1)「鎌形上大ヶ谷の開発について」

10月22日の委員会

当日は木村都市整備課長と田邊環境課長に出席を求め、古里地区の埋め立てが行われた現場と鎌形の現地の視察を行った。古里地区の現場

は嵐山郷近くにあり、埋め立てにより木が枯れているのを確認した。枯れ木は埋め立て現場を一周にわたっていた。

帰庁後、11月5日に参考人への意見聴取をするので、どんな質問をするのか協議した。その結果、請負業者名とその責任者、作業時間、事前と途中の土壌検査、土壌汚染が確認されたら原状回復と期日超過への違約金、調整池の検査、搬入期間、立ち入りについて等の意見が寄せられた。

なお、参考人要請書の前文に古里地区での木が枯れている状況から、このようなことが起きないように意見を聞きたいということを書くことになった。以上のことをまとめたところ、9項目にわたって質問事項になり、送付した。

11月5日の委員会

当日は、学校法人タイケン学園に参考人として出席を求めたところ、理事で本部長金森久雄氏と埋め立て業者の大栄興業取締役専務の福山剛志氏が出席した。

初めに9項目の質問事項について回答を求めた。

〈タイケン学園の回答〉

①残土搬入業者(下請、孫請け等も)とその責任者はどなたでしょうかという問いに、本工事の施工は有限会社大栄興業に委託しており、手配、管理等は同社が管理する。大栄興業では搬入業者として、4社を予定していて緑産業株式会社、有限会社田島建材、ゆたか建材工業株式会社、奥富建材店である。責任者は同席している福山剛志氏が務める。

②残土の発生場所の証明は出していただけますかという問いに、伊奈町の野崎興業が改良土をつくっていて、これを緑産業株式会社(埼玉県菖蒲町)が購入し、保管している。また、東京都西東京市と神奈川県横浜市から搬入する。その証明書のコピーを添付してある。

③作業時間は朝8時半から夕方5時までにしていただけますか(住民の目が届きにくい夜間の埋め立てを防止するため)という問いに、2点あり、第1点は搬入路が鳩山町の学童の通学路を通るため通学時間帯は車両の運行をしないことにしている。その時間は朝7時から8時までと、2時から3時までの間である。第2点は大栄興業の就業規則だが、勤務時間が8時から5時までの8時間労働(休憩1時間を含む)と定めている。そのため朝は8時からにさせていただきたい。通常的气象条件であれば朝の8時には夜が明けており、住民の目は十分に届くものと思料する。作業終了は5時である。なお、交通安全上路上駐車は行わないこととしている。

④埋め立ての期間はどのくらいでしょうか(埋め立て開始から終了まで)の問いには、全体の工事期間は1年4カ月を予定していて、このうち埋め立て工事については約1年1カ月、埋め立て後の道路及びフィールド工事に約

3カ月を予定している。

⑤搬出先残土の検査をしてもらえますか(検査項目は土壤汚染対策法に基づくものとダイオキシンです)の問いには、法令によるとこれらの有害物質は、これらを発生させる施設が対象となっており、残土として搬入する予定の残土発生場所は「特定有害物質」に関係する施設ではないので、検査をする考えはない。なお、搬入する土砂等について、通常の土壤検査を実施して、土壤汚染の有無の証明書を提示することにする。

⑥埋め立て残土の検査も3カ月ごとに行っていただけますか(検査項目は同上)の回答は、工事期間内に1回、工事終了時に1回実施することを予定している。なお、嵐山町議会が3カ月ごとに検査を希望し、そして土壤検査の費用負担をしていただければ、いつでも実施していただいて結構である。(1回の検査費用は約40万円かかる)

⑦調整池の水質検査を定期的に行っていただけますかの回答は、工事が終了し、調整池が機能し始めた以降に実施する。検査項目、検査回数等具体的な事項は嵐山町役場と相談の上決定したい。

⑧施設内の立入調査を認めていただけますかの回答は、随時立ち入りすることを認めるが、立ち入りする方の安全と工事の安全な実施のため立ち入りする方の「身分証明書」(町議会議員、議会職員、町職員等)と立ち入り目的(視察、調査、見学、研修等)及び「立ち入り時間」を記載した議会あるいは町が発行した書類を携行いただき、現地監督者または学園が配置する監視者に提示をお願いしたい。

⑨産業廃棄物並びに土壤汚染された残土が持ち込まれた場合、原状回復をしていただけますか。その場合、原状回復の終了期日を定め、期日を過ぎたら違約金の支払いを約束していただけますかの回答は、産業廃棄物や汚染された土壌を埋め立て用の土砂として選定をしていないし、持ち込まないことがすべてに優先することと考える。ところで、工事の中断あるいはグラウンド等施設の遅延を目的に故意に少量の産廃棄物や汚染土壌の持ち込みあるいは投げ込みも考えられる。このようなことから約束はいたしかねる。以上。

なお、土砂等の発生場所の証明書には菖蒲町の緑産業株式会社から改良土10万立方メートル、有限会社田島建材からは掘削による土砂を西東京市から1万立方メートルと横浜市からは1万5,000立方メートルと記載されていた。

これらの回答に基づき委員会としてどんな点を質疑するのか意見集約を図った末、質疑に移った。

問、下請として4社あるわけだが、車両の数は把握されているのか。

答、トータルでは把握していないが、工事日報という形で、この日にどこの会社のこういうナンバーのダンプがどこから泥を持ってきたというような形で報告をすることになっている。うちと契約を結んでいる会社のダンプである証明書みたいなものをうちのほうで発行して、ゲートのところで、うちが認めているダンプでないと入れさせない方法をとりたいと思う。また、嵐山町から要請があれば登録している会社の所有のダンプのナンバーは全部提出することはできる。

問、ゆたか建材と奥富建材は残土の証明がないが、この2社は運搬を受け持つということか。

答、そういうことである。

問、土砂等の発生証明書で、緑産業株式会社の土砂は改良土とあるが、これはどういう土砂なのか。

答、より使いやすいように幾つかの種類の残土をまぜたものを改良土という。

問、そのもとの泥はどこから入ってきたのかわかるのか。

答、複数の現場からだ。

問、田島建材の掘削の場所はもとどんな建物が建っていたのか。

答、調べてみる。

問、緑産業株式会社から持ってくる残土は10万立方メートルで最も多いが、この残土の視察をしたいが、いつ行ってもよいのか。

答、いつでも結構である。

問、10万立方メートルというのはかなりの量だが、常にあるのか。

答、全部はストックできない。使ったら持ってくるということになる。

問、土砂等の発生証明書は3カ月に一度出す基準があるが、出す考えがあるのか。

答、ある。新たに発生場所を確定した場合は、3カ月まとめて証明を出すことになっている。

問、改良土は何らかの検査を行っているということか。

答、定期的にやっているはず。

問、土砂等の発生証明書以外から入ってくる土砂はあるのか。

答、契約した会社しか入れない。そうでないと管理できないから。

問、鳩山町の道路を通行する関係で時間帯を制限するということが、その時間帯について鳩山町と協定を結んだのか。

答、今協議中である。年内に住民説明会を開く段取りである。

問、就業時間が朝8時から5時までということだが、下請も同じということか。書面でやりとりするのであれば見せていただけなのか。

答、当然この時間に当てはめて仕事はしてもらい、書面も提出したい。

問、時間外の作業はあるのか。

答、基本的には5時以降の受け入れはない。なお、搬入口を1カ所だけにして、かぎをかけて、我々が帰ってしまってから入れないようにしたい。現に大きい現場が始まると夜ごみを捨てていったりすることがある。そういうのを防ぐためにも出入り口の管理はきちんとしたい。

問、路上待機はしないということだが、まとまって来れば路上待機もあり得るのではないか。

答、現場が広いから待機所を現場内につくることにしている。2万8,000平方メートルくらいはある。

問、土日の作業はあるのか。

答、基本的に日曜日と旗日は休み。土曜日はやる。

問、1日の車両搬入台数は何台か。

答、50台から70台くらいだ。

問、そうすると5分か10分に1台になるのか。

答、同じ場所からなので、連なって来る。朝現場に10台から15台が一週にきて、場内で待機をして、順番におろすということになる。

問、12万立方メートルはダンプカーで何台くらいになるのか。

答、10トンダンプで6立方メートルになるからざっと計算して2万台くらいだ。

問、埋め立ての高さは最高でどのくらいになるのか。

答、最高で9.6メートルになる。

問、通常の土壌検査を実施するとあるが、通常の土壌検査とはどんな検査で、回数は何回か。

答、検査内容は法に沿ったもので、回数は6カ月に1度と終了時の1回である。

問、施設内の立ち入りは一般の人を入れるのか。

答、工事の安全に万全を期すために、1日前でもいいから事前に連絡をいただければどなたでも認める。

問、監視記録は見せていただけるのか。

答、記録類はいつでも見ていただいて結構だ。

問、本町の志賀地区では埋め立てに際して原状回復とその期日が過ぎたら違約金を払うという協定書を結んでいる。同じような内容でタイケン学園と町が結ぶことを希望しているのだが。

答、そのような協定を結んでいる事例があれば、私どもも持ち帰って検討したい。

以上のような質疑を終え、理事で本部長の金森久雄氏と埋め立て業者の大栄興業取締役専務の福山剛志氏の退席を願った。

この後、委員会では11月17日に改良土をつくっている伊奈町の野崎工業株式会社と改良土を保管している菖蒲町の緑産業株式会社を視察することにし、当日の委員会を終了した。

11月17日及び11月25日の委員会について

11月17日に野崎工業株式会社と緑産業株式会社を視察し、11月25日に視察のまとめをしたいので、あわせての報告としたい。

野崎工業株式会社では、営業部の早尾清司部長と安全環境部の戸次敬太郎部長が対応した。説明では、改良土は下水処理場から発生する汚泥としゅんせつ汚泥とマンション等の建設の際発生する残土をまぜ合わせ、さらにセメントと石灰も入れてつくられたものが改良土であるという。通常の土より強度があり、水による再泥化がない。また、土壌の中性化の領域であるpH7から8.6にすることができ、植物への影響もない。埋め立てには最適だという。主な用途として、上下水道管の埋め戻しや造成の盛り土などであるという。また、土壌汚染にかかわる検査も月1回行っており、本年9月と10月の濃度計量証明書の提出があったので10月分を添付した。この「証明書」によるとカドミウムなど22種類の検査項目があり、すべて基準値以内である。これが最終のページに添付しておきました。

後でご高覧いただければ結構なのですが、一番右が基準値で、そして左側のカドミウムまたはその化合物とありますが、その右は検査の結果が出た数字ということであり、そして一番下に総合判定としてすべて基準値以内ということでありました。検査した会社等は後でご高覧ください。

この改良土を使用している自治体は、埼玉県企業局、さいたま市、上尾市、行田市、幸手市、菖蒲町などであるという。

緑産業株式会社では、野崎鉄也代表取締役、野崎鐵良取締役、開発営業部の中屋昭部長が対応した。ストックは2カ所に分かれていた。1カ所目は全体が一つに堆積されていた。改良土は寝かせることによって水分が抜け、強度も増すという。そのためここでは強度を増した改良土を排出し、つくったばかりのはこちらは持ち込み寝かせるという。全体で5,000立方メートルくらいの量である。

もう一カ所は、ここから車で10分くらいの所にある。ここは4つの山に分類され、最上級の改良土はグラウンドの土にできるという。嵐山に持ち込む改良土はその隣であるということだった。ここも全体で5,000立方メートルくらいの量である。

(2)「情報システムについて」

10月22日委員会を開いた。当日は金井政策経営課長と前田政策経営担当主査に出席並びに説明を求めた。その説明によると、国は2001年e-Japan戦略という日本全国を電子自治体にする政策を掲げた。そのもとで町は平成13年に基盤整備をし、庁内LAN(パソコンのネットワーク化)と課に1台くらいしかなかったパソコンを1人1台にするようにした。総合行政ネットワーク(LGWAN)は、全国の地方自治体を専用回線で結ぶもので、これは国が中心でつくられた。メールはインターネットを使わずに専用回線を使うのでセキュリティーが高い。住民基本台帳ネットワークシステムは、LGWANというネットワークの回線を使って情報のやりとりをするものである。公的個人認証サービスは、住民基本台帳カードが発行されるようになり、オンラインで自宅から電子申請ができる仕組みである。税の申告でLタックスが使われ始めている。今後電子申請がメインになってくるかと思っている。

嵐山町のパソコンの台数は平成20年に224台、サーバ機器は28台である。費用は平成13年が3,500万円だったが、平成20年は6,100万円(予算)へとふえた。業務数も13から43へと3倍になっている。セキュリティーの問題では、嵐山町はカードを使わないと各個人のパソコンに入れられないようになっている。また、だれが何を調べたか履歴も全部残るようになっている。

契約の問題だが、業者をかえるだけで6,000万円くらいかかり、なかなかシステムの変更が難しい面がある。現在一般的な業務は何社か提案をしてもらった中で決めている。住民情報系のシステムは随意契約が多く、特殊なシステムであるので一般競争は難しいのが実情である。また、財務会計はプロポーザル方式でやっていて、1年で100万円くらい落ちている。

これらの説明があり、その後質疑に移った。

問、情報システムの運用経費だが、通信費用、インターネットの費用はどのくらいか。

答、通信費は年間300万円くらいかかっている。このうち一番かかっているのが専用線で公共施設をつないでいるもので、月2万5,000円くらいである。インターネットはホームページの維持管理や通信費もあるが、これは年間50万円くらい。

問、LGWANがつながっているのは住民ネットワークだけか。公的個人認証が始まったが、利用者は現在いるのか。また、電子申請の利用者はいるのか。これらを利用して合理化になったと思うが、人員削減につながっているのか。さらに、システム費用のリース料と郵便代と比較してメールなどはコスト的にどうなのか聞きたい。

答、総合行政ネットワーク(LGWAN)は、メール等の情報をやりとりする

のだが、住民ネットワークだけではない。公的個人認証は、住民基本台帳の中にICチップがあり、個人を特定する情報が入れるもので、税の申告で使う方がいる。電子申請は運用が始まったが、嵐山町では受ける仕組みがなく、利用者はいない。合理化については、10年前の職員数が170人くらいで、今は150人くらいである。手作業で半日かかっていたのが、機械になって1時間であればできるようになり、合理化できたと思う。システムの費用のリース料ということだが、手元に資料がないので今はわからない。郵送料とメール代の比較だが、町民へは郵便が多いから郵送料は変わっていないと思う。ただ、県、国へはメールがふえたから減ったと思う。

問、情報システムの系統にはどのようなものがあるのか。ウィンドウズやLINUXのようなもので。

答、北欧ではLINUXベースをオープンシステムでつくっている。日本はウィンドウズが一般的だが、LINUXに移行するには費用がかかる。

問、都市整備などマルチ的な情報を個人でどこかに流すことができるのか。

答、職員は個人カードを使っているのでできない。

問、この問題が起きたことはないのか。

答、嵐山ではない。

問、契約はどのようなふうにやっているのか。

答、随意契約は高くなるから本当は入札がいいのだが、特別なシステムが多いので難しいところだ。

問、年間で6,100万円の経費がかかるという。これは下がることはなく、逆に上がっていくような感じがする。そうすると5年でリースが終わるということは、ソフトは買い取るほうがよいのではないか。

答、一般のソフトは買い取っている。

問、専門で開発したものは売ってくれないのか。

答、住民情報のプログラムやシステムだと常時変わるものである。買い取ってしまうとプログラムの変更が起きた場合、高いお金を払って変更しなくてはならない。ただ、研究は常にしている。

以上のような質疑であった。

今後も調査研究を両事件とも引き続き調査したいので、中間報告とする。

○柳 勝次議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいとありますか。質問ですか。

○7番(河井勝久議員) 質問というか、訂正箇所が2カ所あると思うのですけれども。質問ではなくて誤記なのです。記載に、違っているのではないかなというところが2カ所あるのですけれども。

- 柳 勝次議長 委員長わかっていますか。
- 川口浩史総務経済常任委員長 いや、ちょっと、何か。どういう点か。
- 7番(河井勝久議員) 1ページの一番下、土砂の搬入のところで神奈川県横浜市となっているのですけれども、これが茅ヶ崎市ではないですか。

それから、同じく3ページ、上から4行目、その最後のところに横浜市となっているのですけれども、これも茅ヶ崎の間違いではないかと思うのですけれども。

そういうことです。

- 柳 勝次議長 それでは答弁を求めます。

川口委員長。

- 川口浩史総務経済常任委員長 総務委員の人にはこの添付書類がつけられたのですけれども、ここにこういうふうに出ているのです。1つは埼玉県蕨市の、報告の中にありました緑産業の件です。それから、西東京市向台と読むのですか。向台3の5とあります。それと神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央8の3というふうになっているのです。

- 柳 勝次議長 字名ではないのですかね、茅ヶ崎というのは。

第11番、安藤欣男議員。

- 11番(安藤欣男議員) 何点か質問させていただきます。

残土の埋め立てにつきましては、視察したり、大変ご苦労いただいているようでございます。ただ、報告を見ていますとかなり矛盾というものが感じられるところでございます。と申しますのは、これだけの大量の土を埋め立てるといいますから、初めからそういうことは心配をしておるのですが、改良土ということで、緑産業というところが改良土を買っているのだということですよ。改良土をつくっている会社は野崎興業ですか。これは場所は、その会社は同じところなのでしょうか。別で、ストック場所とつくっている場所は違うというものなのか、そのことを。

あとは、改良土は立米幾らぐらいで、かかるのか。これは緑産業が買っているのですから、今度はタイケン学園というか、大栄興業が買わなければならない。これ幾らぐらいで買っているのかお聞きしたかどうか。

それから、大量の車が来るわけですから、基本的にはグラウンドをつくるということですから、それは活性化という面からすれば誘致をすることもいいかと思いますが、グラウンドをつくるという目的が、つくる過程のことが目的なのか、その辺の、お聞きしたかどうか。過程というのは、これだけの泥を埋めるわけですよ。そのところが基本的には目的なのではないかなと。その辺の聴取はしたかどうか。大変な金額ですよ。ダンプカーだって2万台というのですから。12万5,000立米ですよ。10万立米だけでもこれは買

わなければならない。これだけだって、立米 1,000 円にしたって1億もかかるわけです。この目的、さっき申し上げました目的についてきちっと聞いたかどうか。

それからもう一点は、タイケン学園が嵐山町に場所を設定したわけですが、この工事の責任のすべてをタイケン学園が負うということを確認されたのかどうか。

それからもう一点は、嵐山町にほかにもこのグラウンドをつくる場所が設定されれば、そちらに場所を変更する考えがあるかどうか。そういうことも聞きましたかどうか。

その辺、4点お伺いいたします。

○柳 勝次議長 5点ほどあったと思うのですがけれども。

それでは、答弁を求めます。

川口委員長。

○川口浩史総務経済常任委員長 まず、場所なのですが、野崎興業で改良土をつくっているのですが、これは伊奈町で工場がありまして、プラントもその伊奈町にありました。そのつくった改良土は緑産業に持っていております。その緑産業は菖蒲町に保管場所がありますので、場所はどうかというと、場所は違います。伊奈町と菖蒲町ということです。

それから、値段なのですが、値段については聞いておりません。私のほうで聞いておりません。もし委員の中で聞いた方がいればちょっとお答えいただければと思うのですが。

それから、グラウンドのつくる過程、目的ということではありますが、これについては、意見聴取の段階で聞いたかということ、その段階では聞いてはおりません。ただ、グラウンドをつくりたいということでは本人といいますか、説明の段階の中ではありましたけれども、聞いてはおりません。

それと、責任の関係なのですが、責任はタイケン学園が、会議録を見てもありますけれども、最終的な責任はうちが全部負うということは述べておりました。

それから、ほかの場所に移った場合ですか。この件についても聞いておりませんのでわかりませんということです。

以上です。

○柳 勝次議長 第 11 番、安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) 何か聞いていないということが多いので。それは委員会で聞けなかったということですからやむを得ないとは思いますが、問題はそこを私は聞いてほしいなと思うのです。

〔何事か言う人あり〕

○11 番(安藤欣男議員) しょうがないというか、これだけの金をかけて、かかるわけですよ。それでもやろうというなら、それはそれ相当の何かがなければやるはずはありませんから、そういうことを言っている。その責任をすべて負うというその辺の確約をとれているのかどうか。その辺はちょっと町のほうのことですから。それはただ委員会で聞いたときに、きちっと回答を求めたのかどうか。その辺は聞きたいです。

1年4カ月で仕上げるといふ。1年4カ月で、それで埋め立てが1年1カ月かかって、工事は3カ月。これだけの大量土を入れてグラウンドをつくって、フィールド工事まで3カ月でやってしまう。こんなことはできるはずがないですよ。だから私はもうおかしいなと思っているのですけれども、そういうことを、まだまだタイケン学園にいろいろ要望してもらったり、私が今聞いたことにつきましても、今後幾らかかるのだと。それだけの内容を聞いてもらえたらというふうに思いますが、この点についての見解はいかがでしょうか。

○柳 勝次議長 それでは答弁を求めます。

川口委員長。

○川口浩史総務経済常任委員長 そういうご提案がありましたので、委員会として皆さんの意見を聞いて、今後の調査研究をしていきたいと思えます。当然その中で必要であればタイケン学園のほうにお聞きするというところでございます。

○柳 勝次議長 安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) 誘致というか、ほかに埋め立てでなくグラウンドを嵐山町につくるという、そういう要望も、それは移転したらどうですかという代替案を示してもらうのもいかがかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

川口委員長。

○川口浩史総務経済常任委員長 その点につきましても委員会のほうで協議をさせていただいて、それで進めさせていただきたいと思えます。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) まず第1点は古里の埋め立ての現場を見たということですが、嵐山郷のところの現場だということでもいいのかどうか。なぜ古里の現場を見たのか。タイケン学園、鎌形の埋め立てについての参考ということだと思えるのですけれども、どういう意図があったのか、最初にお聞きしたいと思います。

それから、埋め立て残土ですが、いわゆる改良土とそれから東京の西東京市と横浜市からの残土が埋め立てられるということなのかどうか。

それで、改良土については土壌分析がされているのですけれども、西東

京市と横浜市からの証明書のコピーがあるということなのですから、そのコピーは土壌分析がされたコピーなのではないでしょうか。

それから3点目については、多分西東京市と横浜市からの残土なのではないけれども、発生場所が特定有害物質に関する施設のところではないというふうに書いてあるのですけれども、そういう点では、そういう発生残土の場所がそういう特定物質に関する施設のないところだということで土壌分析はしなくてもいいというふうになっているのでしょうか。その辺はどういうふうになっているのかお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、工期期間が16カ月で、業者が検査をするのが2回ということになって、あとは希望があれば議会のほうでという話なのですから、その後志賀の埋め立ての協定書の話も出ているのですけれども、埋め立てをする段階で最初と最後というのは県の残土条例に基づいた指導ということではないのでしょうか。

それについてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

川口総務経済常任委員長。

○川口浩史総務経済常任委員長 初めに、嵐山郷近くの古里の埋め立て現場の視察はどういう意図があったかということなのですが、ここにも書いてありますけれども、埋め立てた場所の木が枯れているのです。何で枯れているのかというのが本当は一番大事なのですが、やっぱり何か入っているのかなという疑問を持って、何か悪いものが入っているとこういうことが起きてしまうということで、確認の意味でここは視察をしたわけでありまして。きちんとした土壌汚染のないものを鎌形では持ってきてもらいたいということでここを見たわけでありまして。

それから、西東京市と横浜市の土壌分析なのですが、されているのかということですが、これを見た範囲では土壌分析はされておられません。

それから、特定有害物質の場所ではないということでの件であります。これは我々もかなり関心を高く持っております。前どんな建物が建っていたのか。その工場によっては土壌汚染されていることが考えられますので、それは聞いております。今調べて、後で答えをいただくということになっているわけです。

それから、土壌汚染の検査なのですから、これは県の残土条例に倣う形になっております。ちなみにここは都市計画法による開発行為でありますので、検査をする義務はないのですけれども、今回はそれを当てはめていただけるということで、半年たった時点と、最終の時点で検査をするということになります。

以上です。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 要するに西東京市と横浜市からの搬入残土が特定有害物質に関する施設のところというふうに理解をしていいのかどうか。だとすれば、少なくとも改良土については土壌分析がされているわけですから、すべてやっぱり搬入される残土については土壌分析をやって搬入をするというふうにしないと、片方では土壌分析がされている、片方ではされていないということで、9番目にあるいわゆる原状回復をするという点での問題が、特にここでは故意にというふうに言っていますけれども、片方で土壌分析されていない残土が搬入されるということになると、まさに業者の責任になってくるというふうに思うのです。この9番の言い方は、業者の責任というふうにとらえるのか、あるいは持ち込まれた場合の対応になるのだと思うのですが、やはり持ち込まれる残土についてはすべて土壌分析をしてから持ち込むということで、そのマニフェストもきちっと把握をし、提示をしてもらうというふうにしておかないと、何が持ち込まれるかわからないというふうになってしまうというふうに思うのですけれども、そういう面ではこの特定有害物質に関する施設というものが、この2市に当たるという解釈でいいのかどうか。どういうふうに今後対応をしていくのかどうかお聞きをしておきたいと思えます。

○柳 勝次議長 それでは答弁を求めます。

川口委員長。

○川口浩史総務経済常任委員長 横浜と西東京市のところが特定有害物質のところかということではありますが、これはわかりません。いずれにしてもその残土は検査をして持ってくるべきだというご質問なのですが、これを希望して、⑤に書いておいたのがそうなのです。排出先残土の検査をしてもらえますかということ聞いたわけなのですが、これに対する答えは、特定有害物質の、その後にあるように関係する施設ではないので検査をする考えはないと。いわゆる事前検査はする考えがないという答えだったのです。でするので、ちょっとそこで、そういうことになっているということです。

9番目のこともちょっといろいろご質問されておりましたので、実はこれにちょっと載せられなかったので、タイケン学園さんから回答書が来ているのです、この9番目に関して。いわゆるこれで協議をして、持ち帰らせていただきたいということだったのですけれども、こういうふうに来ております。今回貴議会から文書による質問に対しまして、嵐山町あるいは議会が作成した協定なりの内容を見た上で、各法規を十分に調査し、ガクエンとして検討したいと。そして、協定または契約をする前に協定を結ぶ、結ばないとの回答はできないということでもあります。それと、ちょっとこれはどうなのかなと思って

いるのですけれども、当法人としては嵐山町との利害関係はないものと認識しているということで来ているのです。きょうここでお話できればいいと思って、昨日タイケン学園さんのほうに電話をしたところ、2回ほどしたのですけれども、1回目は来ていただいた金森久雄さんに電話したのですけれども、病院に行っていると、午後だったら来るはずだということで、指定の時間に電話をしたのですけれども、出かけてしまったということで、結局連絡がつかなかったのです。追って、後で連絡はとりたいと思っているのですけれども、利害関係がないということはないわけで、町有地の売買とか借り上げとかあるわけですから。その辺の認識がないのかなと思っているし、協定は何としても結んでいただきたいということを、ちょっとこちらの意向としては強く申し上げたいというふうには思っておりますけれども。とりあえずこういう回答が来ているということをご報告しておきます。

以上です。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) このもともとの、総務経済常任委員会で検討しているのは、要するにどういう残土が持ち込まれるか不安なのだと。持ち込まれた場合に、下流域も含めて、住民の健康の問題も含めて、そういったものを持ち込まないようにするのだというのが主眼なのだと思うのですけれども、そうなった場合に、いわゆる一部でも土壌検査をしていないものが持ち込まれるというふうに今の状況だとなるわけです。持ち込まれた後6カ月、それから最後に検査をするということは、もう既に持ち込まれた後の検査になってしまうわけで、しかも持ち込まないということが、業者のほうが前提になっていますから、持ち込まれた後の搬出はやらないということなのだと思うのです。そうすると、そういう面であれば、余計に搬入残土の出先、もともとの土壌を検査をして持ち込むということをしていかないと、議会の払拭というか、産業建設委員会も含めて住民の払拭というのは図られないのではないかと、いうふうに思うのですが、その辺はどうなのでしょう。私は発生残土そのものもきちっと土壌検査をして持ってくるというものを前提にしないといけないのではないかと、いうふうに思うのです。

○柳 勝次議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時45分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど清水議員の質問に対しての答弁がまだしてありませんので、引き続き答弁を求めます。

川口委員長。

○川口浩史総務経済常任委員長 大変時間を空費いたしまして申しわけありませんでした。

清水議員の質問は、横浜と西東京市の掘削の残土の検査をしたのを持ってくるべきではないかということであったというふうに思います。それにつきましてただいま協議を行いました。向こうの回答を精査してみました。このように向こうの回答では書いてあるのです。本工事を施工いたします大栄興業は、質問第2項において提示いたしました残土の発生場所の土砂等について通常の土壌検査を実施いたしまして、汚染土壌の有無につき証明書を提示することといたしておりますということであります。これは特定有害物質の下の、なお搬入する土砂等についてということで土壌汚染の有無の証明書を提出することにするということでも書いてありますが、このとおりに理解すべきものというふうになりましたので、汚染の検査はしてくるものと思われるます。

なお、一般的に埋め立てに関して事前の検査をするかどうかということ調べていただきましたが、一般的にはする法律も、義務もないということでもあります。ですので、今回に限ってするものと思われるということでございます。

○柳 勝次議長 3回終わったのではなかった。

○10 番(清水正之議員) 4回目の質問をしたいのですが。

○柳 勝次議長 ちょっと待ってください。答弁漏れということでもいいですか。

○10 番(清水正之議員) いや、答弁漏れということではなくて。3回目と2回目の質問の答弁違うので、もう一回確認をさせていただきたいのですが。

○柳 勝次議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時49分

再 開 午前11時51分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの委員長の報告の中ではつきりしない点がありましたので、再度委員長に答弁を求めます。

川口委員長。

○川口浩史総務経済常任委員長 特定有害物質、横浜と西東京市、これは特定有害物質の場所には当たらないということであるということなのです。であるが、残土の搬入時に検査を、掘削した残土を行うということになります。その検査項目については、私どもは土壌汚染対策法に基づくものとダイオキシンを調べてほしいということではありますが、通常の検査であるということでの回答でした。通常の検査とは何かということ質問を後でしております

が、法にのっとったものという答弁で、詳しい内容はわかりません。ですので、恐らくこの濃度計量証明書というのが出ておりますが、この程度のものが検査されるのかなというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 第5番、吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) 1点ほど質問します。

先ほど古里地区の木の枯れた原因は、有害物質が含まれているということが原因だということで私は受け取ったわけですが、私が聞いている範囲で申しますと、あそこにある杉という木があるわけなのですが、その根元が、ユンボが掘削をして、そこに泥を埋め立てて、根っこが圧縮ですか、した原因だと地区民も感じているわけなのですが、検査した結果、それが原因だということを言っているのかどうか、ちょっと確認したいのですが、よろしくをお願いします。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

川口総務経済常任委員長。

○川口浩史総務経済常任委員長 木が枯れた原因で、あそこに土壌汚染の有無を確認したのかというご質問であります。その点については確認していないというふうに思います。原因が、そのようなことも考えられるのですが、ちょっと離れている、私も掘削の時点であそこは見ております。掘削から離れたところも枯れているのです。だから一概に根を傷めたものなのかどうかというのとも言えないのかなというふうには思っております。とにかく枯れているのは事実でありますので、一応確認しておきたいということで視察をしたわけであります。

○柳 勝次議長 第5番、吉場道雄議員。

○5番(吉場道雄議員) 一番初めの答弁のときには、はっきりとあそこに有害物質があるということを、私感じる発言であったと思うのですが、そのところをちょっとはっきりして、もしそれが誤りであったらそこで訂正してもらえたらありがたいのですが、

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

川口常任委員長。

○川口浩史総務経済常任委員長 土壌汚染が入っている可能性とか、ということで答弁したと思っております。はっきりと土壌汚染があるのだという確定で申し上げたつもりはないのですが、もし必要であればテープを起こしてもらえばはっきりしますので。必要でしょうか。一応可能性があるかなということで申し上げた程度であります。

○柳 勝次議長 吉場議員は答弁と言っていましたけれども、報告書の中で

読み上げたということでしたよね。答弁の中で言いました。この報告書の中では産廃によるというふうな、原因が、汚染されているというようなことは書いてないのですけれども。よろしいですか。

ほかには。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 先ほど安藤議員のほうから後ほど総務経済常任委員会のほうで検討してくださいというような要望もありました。先ほど協議会を開きまして、その辺の質問に対しての協議もいたしましたので、委員長のほうから報告させていただきます。

川口常任委員長。

○川口浩史総務経済常任委員長 まず、値段の件につきましてなのですが、これは委員の中で聞いている方がおりました。聞いたところ、企業秘密のため答えられないということであったということでもあります。それから、グラウンドをつくるのが目的ではなく、埋め立てが目的ではないかというようなご質問であったというふうに思いますが、これははっきりとグラウンドをつくりたいということを目的にしているということで、意見聴取をした際にもそのように答えております。

なお、嵐山町の町民になったつもりでこの事業をやりたいということも申しておりましたので、つけ加えさせていただきたいと思えます。

それから、ほかの場所への誘致とか、移転とかという件であります。議会でこのようなことはできないということでもありますので、ご了承いただきたいと思えます。

以上です。

○柳 勝次議長 以上で質疑を打ち切ります。

それでは、お引き取りください。ご苦労さまでした。

以上で常任委員会所管事務報告を終わります。

暫時休憩いたします。午後の再開は1時30分といたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時28分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第6、第69号議案 嵐山町副町長の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

ここで高橋副町長の退席を求めます。

〔高橋兼次副町長退席〕

- 柳 勝次議長 提出者から説明を求めます。
岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

- 岩澤 勝町長 議案第 69 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 69 号は、嵐山町副町長の選任につき同意を求めることについての件でございます。嵐山町副町長高橋兼次氏の任期が平成 20 年 12 月 31 日に満了となるため、引き続き同氏を嵐山町副町長に選任したいので、地方自治法第 162 条の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

高橋氏の経歴につきましては裏面の資料をご高覧願いたいと思います。
なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

- 柳 勝次議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

- 柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第 69 号議案 嵐山町副町長の選任につき同意を求めることについては、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、第 69 号議案 嵐山町副町長の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決しました。

高橋副町長の入場を求めます。

〔高橋兼次副町長入場〕

- 柳 勝次議長 ただいま嵐山町副町長の選任の同意を受けました高橋兼次様からこの際ごあいさつをいただきたいと思います。

高橋兼次様。

〔高橋兼次副町長登壇〕

- 高橋兼次副町長 議長のお許しをいただきましたので、一言御礼のごあいさつをさせていただきますと思います。

ただいまは議員の皆様方の特段のご配慮によりまして副町長の選任を

していただき、大変ありがたく思っております。もとより浅学非才の身ではございますけれども、初心に返って岩澤町長をしっかり支えて、町民福祉向上のために頑張っていきたいと思っておりますので、議員皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしく願いたします。

どうもありがとうございました。(拍手)

○柳 勝次議長 ありがとうございました。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第7、第70号議案 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第70号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第70号は嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件でございます。嵐山町監査委員松本武久氏の任期が平成20年12月21日に満了となるため、引き続き同氏を嵐山町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

松本氏の経歴につきましては裏面の資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第70号議案 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、第 70 号議案 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決しました。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第8、第 71 号議案 嵐山町職員の自己啓発等休養に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 71 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 71 号は、嵐山町職員の自己啓発等休養に関する条例の一部を改正することについての件でございます。独立行政法人国際協力校法の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うため本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 細部説明は省略します。

提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 71 号議案 嵐山町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正することについて件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第9、第 72 号議案 嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 72 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 72 号は、嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについての件でございます。平成 21 年 1 月から産科医療補償制度の開始に伴い出産育児一時金の支給額を引き上げるため本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋町民課長。

〔中嶋秀雄町民課長登壇〕

○中嶋秀雄町民課長 議案第 72 号の細部について説明をさせていただきます。

まず最初に、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。今回改正をお願いいたしますのは、第 7 条第 1 項に規定されております出産育児一時金の支給額 35 万円を 3 万円引き上げまして 38 万円とさせていただくものでございます。この改正の理由でございますが、平成 21 年 1 月から産科医療が受けられる環境整備の一環として産科医療補償制度が創設されます。この 1 月 1 日に創設をされます産科医療補償制度につきましては、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺について、その脳性麻痺となった子及び家族の経済的負担を速やかに補償するために補償金を支払う補償機能と、それからその脳性麻痺の事故原因の分析及び事故予防の情報提供、さらにはこれらを通じて紛争防止、産科医療の質の向上を目的として創設される制度でございます。

具体的には、この補償の対象となりますのは、通常の妊娠、分娩にもかかわらず脳性麻痺となった場合で、原則として出生体重が 2,000 グラム以上かつ妊娠 33 週以上、または妊娠 28 週以上で所定の要件に該当した場合で出生した赤ちゃんが、身体障害者の 1、2 級相当の重度脳性麻痺が発症した場合でございまして、その補償金額は総額で 3,000 万円でございます。その内訳といたしましては、一時金で 600 万円、分割金として、子供が二十になるまで毎年 120 万円ずつ総額 2,400 万円が支給される制度となっております。制度の運営につきましては、財団法人日本医療機能評価機構が行いまして、病院、診療所、助産院等の分娩機関は取り扱い分娩数をこの評価機構に申告し、1 分娩当たり 3 万円の掛金を支払うことによりましてこの制度の加入分娩機関となるものでございます。この加入分娩機関にお

ける分娩につきましては、妊産婦の意向にかかわらず、またその医師の過失の有無にかかわらず、すべてがこの制度の対象になるものでございます。

国ではこの制度へのすべての分娩機関の加入を目指すとともに、各分娩機関がこの掛金について分娩費用に上乘せがされるということを目論み、出産育児一時金を掛金相当額引き上げて被保険者の出産費用の負担を軽減することとしたものでございます。

なお、この改正条例の施行期日につきましては、平成21年1月1日からございまして、この施行日以後の出産から適用になるというものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) この制度で妊産婦の方が大変ありがたくなるなというふうに思います。

それでご質問なのですが、この3万円ふえる中身といたしまして、2万円は国からの国税等の措置がされると。そして1万円は国保会計ということになると思うのです。ちょっとお聞きしたいのは、1万円の負担になるということ、今後の国保税の引き上げになっていくようでは、またこれもかなわないことありますので、とりあえずそういうことがあるのかどうかだけ伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 答えをさせていただきます。

今議員さんのご質問にございましたようにこの出産育児一時金の財源につきましては、3分の2が一般会計ということで町のほうから繰り入れをさせていただいているというものでございます。なお、国保のほうで保険者負担ということで1万円、3万円の引き上げについては3分の1が国保のほうで持っているというものでございます。お話がございましたように国からは、一般会計の分につきましては普通交付税でこれを算入するというようなことになってございまして、保険者といたしまして1万円の負担になるわけですが、本年度予算、今回補正予算をこの分については計上させていただいておりませんが、これは当初予算の中でこの3万円のアップ分、国保の負担分については消化できるものということで補正を計上させていただいておりません。金額的に1万円国保のほう負担ということでございまして、この費用が出生率が非常に高くなって、税のことまで考えるような出生数になれ

ば逆によろしいかと思いますが、今のところ当初予算で計上いたしました見込みの半数ほどの今一時金の支給でございます。そういったこともございまして、これが国保税の引き上げにつながるというふうには直接は考えておりません。

以上でございます。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) この保険の取り扱いの団体というか、企業というか、それはどこになるのでしょうか。民間企業になるのか、公的な機関になるのかお聞かせ願いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 この保険の取り扱いの機関ということでございますが、取り扱いの運営につきましては、今ご説明の中でもちょっと申し上げましたが、財団法人の日本医療機能評価機構というところがございまして、こちらが運営の主体になります。実際の保険機能につきましては、この評価機構と損害保険会社が委託契約を結びまして、その保険の中で対応するというようなシステムになってございます。実際の取り扱いにつきましては分娩機関が日本医療機能評価機構のほうへ申し込みを行い、その掛金を支払うと。そして、実際の保険機能についてはその評価機構のほうに損害保険会社との委託契約を結んで、そこで実施をしていくというような形態になっておるようでございます。

以上でございます。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) そうしますと、いわゆる小児麻痺の判定ですか、その判定そのものはどういった機関が行うのでしょうか。これはそうすると、その機関そのものは判定の資格というか、そういったものというのはどういうふうな扱いになるのでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 お答えをさせていただきます。

このまず対象になるかどうかという判定でございますが、こちらにつきましては、まず補償金の請求の手续からちょっと申し上げますと、実際補償の請求ができるのは、出生後1歳から5歳までの間にそういった重度の脳性麻痺があらわれた場合にはその手续をとるということになってございまして、補償金を請求する手续といたしましては、まずそういった脳性麻痺等の事例が疑われた場合には、身体障害者等級の肢体不自由の認定にかかわる小児

診療等を専門分野とする医師、または小児神経科専門医による重度脳性麻痺の診断書を取得して、そしてその分娩医療機関のほうに請求をするということになっております。ですから、手続的には、判定をするのはそういった専門分野の医師、または小児神経科の専門医、こちらのほうが1、2級程度の重度の脳性麻痺であるという診断をして、その診断書を添えて分娩機関のほうに請求するということをごさいます、その認定書が出ていれば当然この対象になってくるというような判定基準になっております。

以上でございます。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第72号議案 嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについて件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第10、第73号議案 嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第73号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第73号は、嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについての件でございます。犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律及びオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律に基づき、戸籍に関する証明手数料を免除するため本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

- 柳 勝次議長 細部説明は省略します。
提案説明が終わりましたので、質疑を行います。
〔発言する人なし〕
 - 柳 勝次議長 質疑を終結いたします。
討論を行います。
〔発言する人なし〕
 - 柳 勝次議長 討論を終結いたします。
これより第 73 号議案 嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについて件を採決いたします。
本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
〔挙手全員〕
 - 柳 勝次議長 挙手全員。
よって、本案は可決されました。
-

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 柳 勝次議長 日程第 11、第 74 号議案 嵐山町立幼稚園設置条例の一部を改正することについての件を議題といたします。
提案者から提案説明を求めます。
岩澤町長。
〔岩澤 勝町長登壇〕
- 岩澤 勝町長 議案第 74 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。
議案第 74 号は、嵐山町立幼稚園設置条例の一部を改正することについての件でございます。嵐山町立嵐山幼稚園の位置を旧鎌形小学校へ移転するため、本条例の一部を改正するものであります。
なお、細部説明は省略をさせていただきます。
以上をもちまして説明を終わらせていただきます。
- 柳 勝次議長 細部説明は省略します。
提案説明が終わりましたので、質疑を行います。
〔発言する人なし〕
- 柳 勝次議長 質疑を終結いたします。
討論を行います。
〔発言する人なし〕
- 柳 勝次議長 討論を終結いたします。
これより第 74 号議案 嵐山町立幼稚園設置条例の一部を改正することについて件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第12、第75号議案 嵐山町立幼稚園保育料徴収条例の全部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第75号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第75号は、嵐山町立幼稚園保育料徴収条例の全部を改正することについての件でございます。園児の保護者に対し通園バス使用料の負担を求めるとともに、必要な条文の整備を行うため本条例の全部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

小林学務課長。

〔小林一好教育委員会学務課長登壇〕

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、議案第75号の細部説明をさせていただきます。

それでは、改正条例のほうをごらんいただきたいと思います。まず、この条例につきましては全部改正ということでございまして、まず最初に題名を嵐山町立幼稚園保育料等に関する条例ということで、まず題名を変えていきたいということでございます。この件につきましては後ほど申し上げますけれども、バスの使用料が入ってきておりまして、これらについてはバスを使用した人が、いわゆる任意的な件がありますので、徴収というような言葉をとらせていただくということで、そういったことでこういった題名にしていきたいというふうに考えております。

それから、第1条が趣旨でございまして、この条例は嵐山町立幼稚園の保育料及び通園バス使用料、以下保育料という、に関し必要な事項を定めるものとするということでございます。

第2条は、保育料等の額でございまして。まず第1号が保育料、月額

9,000円、これは変わりございません。第2号が通園バス使用料でございます。月額2,000円ということでございますけれども、8月にはいただかないでいきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、第3条でございます。第3条につきましては、現在の条例では月ごとに徴収するというふうになっておるわけでございますけれども、保育料等を毎月20日までに納入しなければならないということで規定をさせていただきました。この観点につきましては、毎月20日締めで引き落としをさせていただきます。ただ、現金等の納入等は、月ごとでいうと納めてもいいという形になっておりました、そういったことで合わせて20日という形で決めさせていただきたいというものでございます。

それから、2項が通園バス関係でございます。通園バスを使用する園児の保護者はということで、この部分は任意になっております。通園バス使用料を使用日数にかかわらず納入しなければならないという規定でございます。

それから、第4条につきましては、保育料等の徴収猶予及び減免ということで、これについては既存の条例にもあるわけでございます。猶予ないし減免することが町長はできるという文言でございます。

それから、第5条が新たに既納金の還付ということでございまして、既納の保育料等は還付しないということでございます。ただし、町長が特別の理由があると認めるときはその全部または一部を還付することができるという条文でございます。

第6条につきましては、委任でございます。

附則、この条例は平成21年4月1日から施行するというものでございます。

なお、その右側に減免に関する規則の一部改正の附則がございます。これにつきましては、一応この規則につきましても保育料等ということで、減免に関しまして保育料だけでなく、バスもその範疇に入れていくというふうな考え方のもとに改正をさせていただいているところでございます。詳細についてはご高覧いただきたいと思います。

それから、けさお配りさせていただきました75号の参考資料、A4、1枚のものでございます。(1)と(2)がございまして、近隣の公立、私立幼稚園における通園バス使用料等の状況あるいは県内公立幼稚園の通園バスの使用料の状況を資料としてお手元に差し上げてございます。ご高覧いただければというふうに思います。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

す。

第9番川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 初めに、近隣の状況を何も言わずに出していただいたのは感謝いたします。

通園バスの使用料を今回からとるようにするというので、これが一番大きな改正点であるわけですが、今までも何度もお話ししておりますように厚生労働省の調査でも一番何をしてほしいか、子育て世代が何をしてほしいかということでは、お金がかかり過ぎる、その点を考えていただきたいというのが、何回かにわたる調査でも第1位になってきているわけです。それは今までの議会でも新聞の切り抜きをもってお話ししてきたとおりであります。そういう中でバスの料金を今度新たにとるとするのはいかがなものかなというふうに思わざるを得ません。

それに加えて、この参考資料で見ますと、公立幼稚園ではどこも無料になっているわけです。嵐山町だけが今度取るということになるわけです。やはり子育て支援という視点に立つならば、ここはもう少し我慢しようと、一般会計から繰り出して、子育てを重点に置いたまちづくりを考えていこうというお考えがなかったのか伺いたいと思います。答えづらければ、町長か、教育長か、ほかの方でもいいですけども。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

子育て支援に応援をするのに反しているのではないかとということでございます。全くそういう面もございます。そういう中で苦渋の選択といえますか、こういう方法をとらせていただきました。これには教育委員会のほうでもいろんな検討を加えていただきました。そして、近隣でもこういうような状況というのを十分勘案をした上で、嵐山町は2,000円をお願いをしたいという決断をいたしました。これには幾つか理由もございます。それは川口議員さんのお考え、またほかの議員さんもそうだと思いますけれども、そういうものに相反するようなことにもなるわけですが、幾つか言わせていただきます。その一つが通園バスを利用する人としらない人、この差をどうするのかということがございます。それから、私立幼稚園と公立とは違いますけれども、私立で無料というところはないわけなのです。それで、しかも公立の通園バスの使用料よりみんな高い状況なのです。ですので、それを公立の場合には税金を使用して、その分を応援をしている感じになるわけです。それで、嵐山町の場合には今まで1台体制でやっていました。それが今度は、ちょっと1台ですと足りないのので、小さいバスをふやし、2台体制になります。2台体

制になったときに、今まで無料で嵐山町で負担していた分、それとそれにプラスになる分というのが発生をしてくるわけですが、そういうものの中でどこまで嵐山町で負担するのが妥当であろうかというようなことも考えました。そして、今まで無料で、嵐山町の町費で行っていた分、それぐらいな形のものをこれからも出していこうと。そして、それよりオーバーしたものについてご負担をいただこうということも1つございます。

また、保育料が9,000円ということでございます。それから、これも私立を見ていただくとあれですが、私立で9,000円というところはないわけでありまして、それも大変高額な部分になっております。そういうようなもの、私立ですから当然営利といいますか、経営が成り立たなければならないわけですが、その差額というのは公立でも同じなのです。そして、公立の分については税金のほうで、子育て支援と言えれば子育て支援ということで応援を今までもしてきているわけでありまして、ですから保育料に関しては同じような形で値上げはいたしませんで、今までと同じような形でいきます。幼稚園の子供たちに対してはそういう形で今までもやってきましたし、これからもできるものについてはそうやっていく。

それと同じ町内の子供でも保育園に通っている方もいらっしゃいます。保育に欠ける子供たちが保育園に行っているわけです。保育に欠ける子供たちが行く保育園には、ご父兄の皆様が毎日、毎日、朝晩、送り迎えをしてやっていたらいます。そして、大変残念なのですが、嵐山町の場合の保育料というのが、議会の皆様方にご指摘をいただきますけれども、近隣に比べて安いほうではないわけなのです。そういうようなことも勘案し、幼稚園、保育園、それらの同じ例えば4歳児を見た場合にどうなのか。そして、そういうものの平準化というようなものを考えたときに、どういう方向かとれないものかというようなことも考えました。いろいろ勘案をする中で、最初に申し上げましたように苦渋の選択として2,000円をいただくということに決断をいたしました。

ですので、この2,000円をどう使うのかというのは、これから検討に値をするわけですが、それをどこかの道路整備にするとかということも一つのあれでしょうけれども、それを違った形に、同じような子育て支援のところに使えないだろうかということも一つの考え方だと思うのです。そういうような形で2,000円をいずれにしてもいただくという、皆様方のご意向に反する形になるかもしれませんが、そういう形をとらせていただきました。

以上、ご賢察をいただいて、ぜひご理解をいただきたい。よろしく願いいたします。

○柳 勝次議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 詳しく説明されましたので、事情はよくわかりましたけれども、ただやっぱり近隣の公立の中で嵐山が一番最初に有料化するというのはまずいなというふうに言わざるを得ません。せめて一番後にだったらまだわかるのですけれども、それでも認められませんけれども、まだわかりますけれども。言ってもだめなのでしょうから、今後子育てを重視したまちづくりをぜひやっていただきたいと思います。当然2,000円のお金というのは、そういう道路なんていうことではあってはいけないというふうに思いますけれども。

答弁は結構です。

○柳 勝次議長 第7番、河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 何点かお聞きいたします。

今使用料の関係は川口議員のほうからもあったのですけれども、この使用料ですけれども、乗車距離とかそういうのに関係なく、もうすべて2台が同じような形になってしまうのかどうか。例えば近くから乗る人と、一番遠い人は古里地区になるのだらうと思うのですけれども、そういう面で同じようにしてしまうのが、これを見ると同じように見えるのですけれども、そういう関係にするのかどうか。

それから、利用者をどのくらいの割合で見ているのかどうか。年度によって若干変わってくるのだらうと思いますけれども、大体何人ぐらいというふうに換算しているのかどうか。

それから、使用については年間契約にするのか、各月ごと、毎月というのですか、の契約にするのかどうか。

それから、通園バスというのは2台にするということですが、これ新車購入で対応していくのかどうか。その辺を聞いておきたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、何点かにつきましてお答えをさせていただきます。

まず最初に、すべて同じようにということでございますけれども、バスを利用する園児の保護者からは一律で2,000円ずつ、例えば古里から乗ると、あるいは菅谷から乗るというふうなこともあろうかというふうに思うのですけれども、それらについては一律で2,000円をいただきたいと。まずそういうことでございます。いわゆる距離の多寡にかかわらずいただきたいと。

それからもう一点は、先ほど条例の中で申し上げたわけですが、いわゆる通園バスを使用するということございまして、希望をとっていきたいというふうに考えておるところでございます。現在のところの利用者の数と

申しますか、につきましては、来年度の入園、50名のうち49名が希望しているところをごさいます、そういった形でございます。

それから、使用については年間契約かということでございますけれども、先ほど申し上げましたようにいわゆる希望をとって、そしていきたいというふうに考えておりました、ご父兄の考え方によりまして、例えば途中から歩かせたいとか、歩かせたいというのは通える範囲でという意味なのですけれども、そういったことでバスはやめたいというふうな形であれば、申し出ていただければ、そういったものについてはそういった対応を当然していきたいというふうに思っております。

それから、2台ということでございますけれども、新車かというふうなお話もあったわけでございますけれども、一応今現在のものが39人乗りをリースで今導入をしております。もう一台、18人乗りをリースでお願いしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第7番、河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) そうすると、2台のバスが回る範囲というのはおのずと違ってくるのでしょうか。39人乗りと18人が交互に回るということか、あるいは例えば父兄がたまたま迎えに来た場合に人数が帰るときに減っているとか、そういう状況も出てくるかもしれないのですけれども。それと、その都度、その都度、回るバスについては変更するのでしょうか。それとももう乗車の人数が決まればおのずと回るバスというのは同じふうになってくるのか、その辺をお聞きしておきたいと思えます。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 まず、定員が100名という形になりますので、私どもといたしますと100名定員をどういうふうに、マックス100名でどういうふうにいわゆる送迎がバスでできるかというふうな観点から39人乗りを2台でも1回では間に合わないというふうなことでございまして、原則的な考え方からいきますと2台で、いわゆる1台ずつ、迎えが、朝1台が2往復ずつ、39人乗りを2往復、18人乗りを2往復、それから送るほうも同様に2往復ずつというふうな計画で考えております。現状でちょっと申し上げてみますと、第1便が8時半に出発しまして、9時8分ごろ帰ってまいります。そしてちょっと、おろしたり、準備して、9時12分ぐらいに出て、9時57分ぐらいに帰ってきて、10時ぐらいから1班、2班と申しますか、で集まって保育が始まります。これから一応4時間を保育の時間というふうな形で、帰りが、第1便が14時、そして戻ってくるのが14時38分ぐらいで、最終的に第2便が帰

ってくるのが15時30分ぐらいというふうな形でございます。ですから2往復ずつするわけでございますけれども、これをAコース、Bコースに分けて、ある偶数月に早く来た子は、奇数月には遅く乗って幼稚園のほうに来るというふうなローテーションを1台で交互に組んでおりまして、これが2台でそういう体制になるかなというふうに考えております。

先ほど申し上げましたように39人乗りと18人乗りですので、これを2回ずつということになりますと、39人のほうに予定としては35人程度、そうすると2往復で70人、それから18人のほうへ15人程度乗せて2往復という形になれば30人ということで、若干余裕がありますので。ただ、それは園児の配置というのでしょうか、この状況によって若干バスの関係が動く可能性があるので、きつい定員だと困りますので、若干余裕を持たせてもらって18人乗りをお願いしたわけですが、そういったことで回る範囲については今現在来年に向けて幼稚園のほうで検討しているところでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第7番、河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) ローテーションを組むというのは大変ではないかなというふうに感じるのですけれども、月ごとにかえるかもしれないのですけれども、送り出す、あるいは迎えに出る保護者の方は、その都度何らかの形でそういうまた自分たちのローテーションも組まなければならないということになりかねないのだろうと思うのです。毎日同じ時間に同じに登下校できるというか、それが保護者にとっては一番楽というのですか、という方法なのだろうと思うのですけれども、その辺のところは十分な検討はされているのでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 今お話がありましたように毎日同じ時間であれば、これにこしたことはないかなというふうに考えております。ただ、バスがやはり50人以上乗れるものが2台ないと一遍というわけに、これマックス考えた場合に、いきませんので、そういった観点等からもちょっと現状では無理があるという形でございます。今お話がありましたように月ごとに、A班だったものがB班に、そういうふうに交互になっておりまして、それらについては毎月園だより、そういったようなものを利用しながら遺漏のないように各ご父兄等に周知をして、そして現在もやっておりますので、その続きという形になりますので、今後もそういった形でやらせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) まず保育料というか、バス代をかけている自治体が県内では5カ所、5自治体しかないと思うです。そういう面では、なぜ嵐山町がかけていくかという点では非常に、ちょっと大変な、苦しい答弁だったのかなというふうに思うのですが、いわゆる町の方針として鎌形小学校の跡地に持っていくというふうになったのだと思うのです。そういう面では嵐山町の一番南側になってしまうという点では、それは町の政策としてそういう方法をとったわけですから、それによってバスが2台にならざるを得ないという部分もあると思うのです。それはやっぱり距離の関係もあるでしょうし、1時間の距離の関係もあるからそういう形をとらざるを得ないという形になっていると思うのです。そういう面では、一つはやはり県内でも公立でやっている場合についてのバス代というのは、5つの自治体しかとっていないという資料です。なぜそういう面からして嵐山町はとらなくてはいけないのか。先ほど町長は、2,000円をどういうふうに使っていくかといったら、ほかの子育て事業のために使っていくという答弁もありました。私は、だったらとなくて、その部分を無料にしてもいいのではないかというふうに思うのです。ほかの事業に使うのなら。だって、バス代ということで徴収をしながらほかの事業に使う、子育て事業に使うというのは、これは考え方としては非常にいい考え方というふうには思えないのです。だったら無料にすればいいのではないかというふうになってしまう、そういう考え方があると思うのです。そういう面では、先ほど保育園では送り迎えしているのだというふうに言いましたけれども、保育園の場合は保護者の時間帯がそれぞれ違うのです。だからこそ、まして嵐山の場合は7時前後から預かっていると思うのです。そういう点からすれば全然もう保育園と幼稚園の扱いそのものが違うわけですから、保育園が送り迎えしているからという理由にはならないと思うのです。

そういう点で、先ほど私立保育園の話もしましたがけれども、私立は町長言われるとおり経営というものを考えるわけですから、私立の場合の保育料だとか、バス使用料というのは当然出てくるのだと思うのです。まして、今度嵐山町の場合では幼稚園そのものが町立だけになってくるわけですから、そのツケをというか、言い方はおかしいかもしれませんがけれども、そこに利用者の負担をやっぱり、バス代の負担をかけるというのは私は正しくないのではないかと。まして保護者から集めたバス代の料金をほかの事業に使う。だったら無料にしてもいいのではないかというふうに思うのですが、どうなのでしょう。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

町の都合でほかのところに移したのではないかと、だから負担をご父兄の人にかぶせるのはちょっと酷なのではないかというお話ですが、移動を、そのところにだけ持っていった形で、そっくり今までと全く何も変わらないような状況であればそういうことかもしれないのです。しかし、ご承知のように幼稚園教育をしっかりと充実をしようということで移したわけです。こっち方のところでやればこっちでいいではないかということではなくて、向こうで、しかも鎌形小学校の跡地を、使っていた校舎をしっかりと改修をしています。見違えるようになると思うのです。そういうところでしっかりと幼児教育をやっていこうということで移したわけです。ですから、そういうところもご理解いただきたいと思うのです。

それと、今まで1台のバスで送迎をしていたわけですが、それを今度2台体制になるとはっきり時間は出ないということで教育委員会でもまた答えておりますけれども、前に比べて通園する時間帯がちょっと少なくなるのではないかと思う、短くなるのではないかと思うのです。1台のバスがこっちからこっちまでぐるぐるというのと、そうではなくて、半分回って行くとかなんとかという形に2台体制ですとできてくるのではないかなと、これまだわからないです。園児のうちのあれを地図に落とし込んでやるそうですので、まだわからないですが、そういう形になるのではないか。ですから、全くそれと同じような状況になるというふうには考えていません。

それと、いろいろ、ちょっとほかの保育園の話もちょっと言ったので、そちらのほうもちょっと、資料をもらってあるので、ちょっと話をさせていただきますが、例えば嵐山町にお住まいの、年齢が25前後で、年収が300万円弱、それで妻と子供2人、第1子が5歳児として保育所あるいは幼稚園で1カ月の費用を算定すると、所得税が大体5万円ぐらいかかるということなのです。それで、保育園では、今の所得でいきますと第5階層というところに現在で入ります。そうしますと3万3,200円の保育料がかかります。それで、延長保育を希望した場合には、延長保育は30分で2,000円、これはまた別になります。そういうことをございます。それから、送迎は当然今までと同じように自分で送迎ということになるわけです。それで、そのほかの諸費、これはいろいろ細々したことなのだと思うのですが、そうしますと3万5,200円、延長保育をしなくてかかるという計算なのです。幼稚園の場合に保育料が9,000円、給食費が3,800円、教材費が500円、絵本代が380円、PTA会費が500円だそうです。それで、それを合計いたしますと1万4,180円、

こういうことになります。また、ちなみに、全くこれは違うところですけども、学童保育、これが入会金が3,000円、保育料が1万1,200円、今のは菅谷の学童クラブ。志賀のが入会金が2,000円、保育料が1万1,000円、こういうようなことなのだそうです。それで、やはり嵐山町の子供たちのことを考えていった場合に、これだけちょっと差があるのです。保育に欠けるご父兄というのは、子供さんを保育園にお預けになって、自分でまた別のところにも働きに行くのだからちょっと違うだろうということもあるわけです。違うのです。ですけども、実際の数値はこういうことなのです。それで、この保育料の第5段階の3万3,200円をはじめとしていろんな階層があるわけですけども、必ずしも嵐山町がほかの近隣の市町村に比べて安くないのです。ですから、幼稚園の9,000円の保育料は周りと比べてそんなに高いものではない。そういうのを見たときに、やっぱり幼稚園の9,000円ぐらいな形でとられるところまで保育料を移していければなあ、そんな感じが強くあるわけです。

それで、今清水議員言ったように、こっちでとったお金をこっちで使うのは、確かにそのとおりだと思うのです。しかし、そういうような気持ちを行行政サイドとして持っている。その中で苦肉の策として2,000円をいただくように決めたとことでございますので、ぜひご理解をいただきたい、こういうふうに思います。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 今町長が言ったのは、要するに料金の面だけですよね。確かに料金の面だけ言えばそういうふうになるかもしれないし、保育園そのものは段階的には1つの階層だけではないですからそういうふうになると思うのですが、いろんな階層があるわけです。同時に、今の町長が言ったのは料金ですから、では保育時間からすれば、学童とそれから幼稚園と保育園との保育時間からすればまた変わってくるのだろうと思うのです。そういう面では、その学童は学童の役割があり、幼稚園は幼稚園の役割があり、保育園は保育園の役割があると思うのです。そういう点では嵐山町の要するに幼稚園の役割とは何かということから出発しないといけないのではないかというふうに思うのです。そういう面では、今度嵐山町そのものは菅谷幼稚園がもうなくなるわけですから、幼稚園そのものは嵐山幼稚園だけになってくるわけですよ。そういうものから考えれば、私は鎌形小学校に持っていったのが間違いだというふうに言っているわけではありません。それは町の一つの政策として鎌形小学校に行ったわけですから、それはそれでこれから運営していくということになるわけですけども、そういう中でバス代をとる必要があるのかどうかということです。バス代をとる必要

があるのかどうかということなのだと思うのです。まして県内では公立の幼稚園に対しては5つの自治体しかとっていない。まして、先ほど言うように2,000円を使うのに、ほかの事業に使うというのだったら無料にして、要するに幼稚園教育そのものを充実させればいいのだと思うのです。そういう意味で、なぜではとる必要が出てくるのかという疑問が出てくるのだと思うのですが、考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

役割が違うし、中にいる保育時間、保育園で言えば保育時間、そういうのが違うではないかということでございます。役割ということになりますと、教育機関ですから教育、これをしっかりやらなければいけないわけです。それで、内容を充実をするのだということで先ほど答えさせていただきました。嵐山町では幼児教育を担当する数に合わせて正規の職員をしっかりと配置をして、それで対応させていただいているのです。それを応援する形で臨採の人に入らせていただいている。ほかのところはどうだとか、こうだとか言いませんけれども、そういうところの違いというのはかなりあるのではないかと思うのです。正規の職員を採用しないで、臨時の職員さんにそういう形をお願いをしている。ですから、教育の内容というものがどうだかこうだかわかりませんが、そういう形で嵐山町としてはしっかりした対応をとってやっているということですので、その人件費だけ見ても密度の濃い、高い形にならざるを得ないわけです。ですから、そのところにただ数だけ張りつけばいいという形で対応している内容がもしどこかにあるとすると、そういうものに比べても嵐山町はしっかりした教育内容でこなしていただいているということでございます。いろいろ場所を動かしたというようなことというのは、ご父兄の皆様方には全く関係ないことかもしれませんが、嵐山町の中で幼児教育をより充実させるがために今できることはどうしたらいいのかと。それには園舎はどうするのか、どこかに土地を買ってつくれるのか、あるいは今あるものをどう活用できるのか、そういう大きな選択の中で議会の皆様方と相談の上で、そのところがよりベターではないかというようなこともありまして、ご理解いただいて向こうに移させていただいたわけです。ですので、あそこを活用いたしまして、ぜひ皆様方満足できるような幼児教育をしっかりとやっていただくように行政のほうでも応援をしながら一緒に闘っていきたいというふうに思っています。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 保育料減免に関する規則の一部を改正する規

則、参考資料なのですけれども、これの中の2条で来園中災害を受け保育料等の納入が困難になった者というものがありますが、この災害についてはどのように考えているのか。そして、今非常に経済状況が悪くなって、失業する方も出てくると思うのです。それは災害とみなすことができるのかどうか、あるいは母子家庭、父子家庭になってしまった場合も保育料が一時的に納入することが困難になる場合もあると思うのです。その場合どのようにして考えていくのか。この規則を若干でも改正していくことで、そのようなことに対応できるようにしたほうがいいかなと思っています。そのような場合は幼稚園ではなくて保育園に入園したほうがいいのではないかという考え方もあると思うのですけれども、子供というのはやっぱり状況、子供の幼稚園になれ親しんでいたものから急に環境が変わって保育園に行くというのは、子供の健康上、精神衛生上、健康上もよくないので、そういったことも考えてこの部分は見直したほうがよいかと思うのですけれども、その点についてお考えを伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、規則のほうの改正、2条の減免の資格の関係なのですけれども、この部分については一部改正ということでない部分があるわけなのですけれども、ちょっと申し上げますと、この規則の第2条が減免を受ける資格ということで、保育料の減免を受けることのできる者は次の各号の1つに該当する者でなければならないということで、まず1点目が在園中災害を受け、保育料の納入が困難となった者ということでございまして、これは書いてあるわけでございます。災害ということになりますと、通常地震とか、そういったものが該当してきているかなというふうに思っております。それから、2点目が在園中保護者の死亡または傷病等のため保育料等の納入が困難になった者というふうなことでございまして、今渋谷議員のほうからもちょっとお話がありましたのですけれども、母子家庭という話がありました。この2号を使ってすればそういった方も対象になるかなというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 災害がちょっとよく聞こえなかったのと、それから保護者の死亡というのは、片親の死亡ということですかね。それとも一つ、病気になった場合とか、失業した場合とか、今のこの現状を見ますと非常にいろいろな困難が、貧困になる原因というのは非常にいろんな要素がこの社会の中にあられきていて、1号がちょっとよくわからない。災害が火

事とか水害とか、その程度なのかなというふうに思います。交通災害とか、病気なんかも災害になるならば、それで何とかなるのでしょうかけれども、ならないですね。あと失業というふうな問題もあると思うのです。失業保険がとれるような方はよいのですけれども、そうでない方も若い方にはいらっしゃるだろうと。今の現状を見ますと非常に厳しいものがありますので、ここはその他町長が認める者とか、そういった部分を1項加えておくような、いろいろな状況に合わせて加えていかないと、子供が非常に厳しい局面に遭うのではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 疾病の関係については、今この条項の中にございますので。ただ、親というのが両親というふうなことでなくて、お一人の親御さんが亡くなったということでも対象になるのかなというふうに考えております。

それから、災害につきましては、先ほど申し上げたようにどの範疇かというのは、ちょっと勉強不足で申しわけないのですけれども、地震で家が倒壊したとか、火事になったとか、そういったことでいわゆる経済的にかなりやっぱりいろんな、生活が困難になった者に対してのいわゆる減免措置というふうに今理解しているところでございます。

この関係につきましては、一応そういったことで減免の申請出していたきますと、審査委員会もあって、その中で審査をして、これをどうするかというのを決めていく話になるわけでございますので、この辺も何らかの形でシフトしながら、そういった家庭がもしあるとすれば申請を出していただくような方向で努力をしていきたいというふうに考えております。

それから、その他町長の認めた者というふうな文言、提案があったわけでございますけれども、この点についてはちょっと検討してみたいというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 町長に質問します。これは規則なので、条例として直接出てくるものではないのですけれども、ここのことに関しては今子供を育てる環境が非常に厳しいものがありますので、これを緩やかなものにしていくような規則の改正をすべきではないかと思いますが、その点について伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

おっしゃるとおりだと思っております。厳しい状況に、今厳しいのではなくて、これからもっと厳しくなるという状況もあるわけです。そういう中で、どこまでできるかということだと思っております。そういう中で一つ一つ見ていくところもそうしなければいけないのではないかと、こっちはそうしなければいけないのではないかとはいっぱい出てくると思っておりますけれども、やはり現場の対応、係の中でどういうあれをとるのか、それでしかも、今議論していただいている減免という規定があるわけですから、何でつけてあるのかということですから、そういうものを考えていただいて、審査委員会があるということですので、そういうところでしっかり検討をしていただければなというふうに思っています。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 75 号議案 嵐山町立幼稚園保育料徴収条例の全部を改正することについて件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○柳 勝次議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第 13、第 76 号議案 嵐山町奨学資金貸付基金条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 76 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 76 号は、嵐山町奨学資金貸付基金条例の一部を改正することについての件でございます。奨学資金の貸し付け対象の拡大及び文言の整備を行うため本条例の一部をを改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

小林学務課長。

〔小林一好 教育委員会学務課長登壇〕

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、議案第76号の細部説明をさせていただきます。

改正条例をごらんいただきたいと思います。まず、第2条でございます。第2条につきましては基金の額ということでございまして、従前、改正前が6,000万円ということですが、現在6,400万円になっておりますので、これにつきましては現状に合わせていただくというものでございます。

第3条が奨学生の定義でございまして、改正前を見ていただきまして、この中のゴシック、アンダーラインが引いてあります。その他医学に係る各種学校等というふうに書いてございます。この部分を高等専門学校及び専修学校に在学というふうに改めていきたいというふうを考えております。まず、高等専門学校につきましては、いわゆる学校教育法に定めのある高等専門学校の関係でございまして、就業年限が5年でございます。中学校を卒業して、そして高等専門学校5年と、こちらに進学した場合の高等専門学校と。それから、専修学校、それと各種学校というのが出てまいりまして、現在の学校教育法で専修学校と各種学校が明確に分かれております。この専修学校につきましては、やはり中学校から行きまして、この専修学校は3つの課程に分かれておるのですけれども、まず一般課程、これについては対象者はその専修学校の学則で定めるというふうになっております。続きまして、2点目が高等課程、これは中学校を卒業した者を対象としたクラスということでございます。その上に専門課程というものがございまして、こちらについては高校を卒業した程度の者を対象とすると。専修学校につきましては、高等課程を修了しますと大学入学の資格が得られます。専門課程を卒業しますと大学の編入の資格も生まれてまいります。そういうことで、あと一般課程についてはこういった入学資格ないし編入学資格はないわけですが、けれども、その3つの課程からと。それからもう一つ大きく各種学校というのが規定がございまして、この各種学校につきましては、具体的に申し上げますと、自動車学校であるとか、珠算教室であるとか、予備校であるとか、外国人学校であるとか、いわゆる専修学校に規定以外のものが、法で定められたもので各種学校という規定の中に含まれるというものでございます。今回の改正では、その他医学に係る各種学校というふうになってあるものを、いわゆる専修学校、いわゆる一般課程も含めまして専修学校すべてをいわゆる奨学生の対象にしていきたいというものでございます。

第4条が貸し付け対象でございますけれども、同様の文言の改正ということでございます。

続きまして第6条、第6条につきましては、奨学資金の種類及び額ということでございまして、今回の改正につきましては、現在あります大学、高校等の額についてはそのまま据え置きというのでしょうか、そのままスライドさせていただきました。まず、医学に係る各種学校、年額20万円以内というのは削除をさせていただきました。続きまして、大学は同じ36万円、それから改正前に薬学、そしてその下に医大、歯大というふうに、あるいは並びに大学医学部、歯学部というふうになっております。これも大学の中の一つということで、大学の薬学部、それから大学の医学部、歯学部ということでまとめさせていただきました。額については先ほど申し上げたように変わりはありません。それから、高等専門学校が新たに年額24万円以内ということをお願いしたいと。専修学校は年額20万円以内という形をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、特別奨学金でございますけれども、医学に係る各種学校については削除させていただきました。大学等については先ほど申し上げた文言の改正と同様に改正をさせていただくものでございます。それから、高等専門学校につきましては、特別奨学金については12万円以内、それから専修学校については13万円以内という内容をお願いしたいというものでございます。

なお、普通奨学金ないし特別奨学金の高等専門学校ないし専修学校については、近隣の状況等を勘案しながらこの額をお願いしたいというものでございます。

それから、第8条につきましては、いわゆる貸し付けでございまして、改正前が高等学校については毎月という形になっておるわけでございますけれども、実情に合わせて2回に分けてと。そして特別の事情がある場合は1年分を限度として貸し付けるというふうに改正をさせていただきたいと。

それから、第2号、それから9条もそうですけれども、1回に交付をするという文言になっておりまして、この辺は条文整備で貸し付けをすると、貸し付けるという文言に改めさせていただきたいと。

それから、16条は庶務でございまして、事務局を学務課に改めていきたいと。

それから、附則でございまして、施行日が21年の4月1日施行。

それから、経過措置が第2号ということでございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行いま

す。

第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) この施行日なのですからけれども、4月1日なのです。4月1日というのは、多分教育委員会のほうでは今年卒業される方を該当させようという意図があったのだと思うのですけれども、恐らく今年、この春卒業する人の学費というのは4月以降でなくて、多分2月か3月ごろ納めなければならないようになっていっているように思うのですが、そうするとこの春卒業される方については該当しないということなのです。春卒業するのに納めなくてはならない人については、4月以降だと間に合わないということなのです。だから、そういう面からすればなぜ4月1日なのかという疑問があるのですけれども、せめて1月1日にしていただければ、そういう人についても、せつかく拡大した部分について貸し付けが可能になるというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 今回のこの春ということで、私どもとしては該当させていきたいというふうに考えております。と申しますのは、毎年実際の貸し付けについては4月以降の早い時期にやっているものでございまして、ただ議会のほう、仮に議会を通していただければ準備はしていきたいと。貸し付けについてはこの春の卒業生から貸し付けの対象者にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 今言われたのは、例えばこの春卒業、3月で卒業される方が例えば専門学校に行くというふうになった場合に、これだと貸し付けは4月以降になりますよね。多分学費として納めるのは4月から納めるのではなくて、3月あるいは2月に納める場合が出てくるというふうに思うのです。そうなったときに、4月1日から施行ということになると、最初納める授業料というか、入学金、それが該当しないというふうに思うのですが、そこから該当させていただくということになれば、例えば1月1日から施行というふうになれば、そこから借りられると、借りることができるというふうに思うのですけれども、4月1日だとその部分については貸し付けができないというふうに思うのですが、そういうふうにはならないでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 この奨学金につきましては随時貸し付け

ているというものではございません。やり方として、年に1回広報等を流しながら周知をして、そしていろいろと入学とかあるわけでございますので、決定とかそういうものもありますので、これから議案のほうを通していただければ、1月の広報に流して、そして募集をして、そして2月下旬から3月に審査委員会を開いて、そして決定をさせていただいて、4月上旬に貸し付けをさせていただくというのが毎年の通常のパターンになっておりまして、その辺を視野にちょっと考えたものですから、こういった改正でお願いしたということでございます。対象としては、そういった意味ではなるわけでございますけれども、今の考えとしてはそういった考え方で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 貸し付けを受けなくてはならないような人は、既にもう支払いをするときに必要なのです。4月以降仮に借りられても、それはもうその前に必要なものはどこかで工面しなくてはならないです。まして年2回ということであれば、私、1月1日に適用させてもらえれば、2回目のうちの1回はそこで借りられるのではないかなというふうに都合よく思うのですけれども、そういう面ではせっかくなつくる条例だから新しくこの春卒業される方が入学金なり、そういった部分も使えるような施行日にしていただければよいのかなというふうに思うのです。この奨学金制度そのものが予算措置をするわけでもないし、原資そのものは6,400万だつて、あるわけですから、そういう対応がとれないでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 今議員さんのほうから受ける方が、いわゆる入学金なり等を納入するときに必要な額が奨学金として貸し付けられればという話があったわけでございますけれども、私どもとしても、個々に考えていくとそういった面が考えられるかなというふうには思っております。ただ、考えていきますと、大学、高校、そして専修学校等々、全く違う時期、ある程度の時期には集中はしているのしょうけれども、日にち等の観点からいろいろな納入時期があろうかというふうに考えておるところでございます。そういったことを考慮いたしますとやはり一律的に、事務処理等含めましてやらせていただくことが一番いいのかなということでご理解をいただければというふうに思っております。

以上です。

○柳 勝次議長 第11番、安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) 1回、議案審議ですから発言をしておいたほうがいいかなと思いますので、やらせていただきますが、この奨学資金、スタートは石川浅夫氏でございます。この奨学資金のスタートの精神というのは、医学にかかわる学校に行くのはなかなか大変だというのがあって、特に医学については奨学資金を活用する制度をつくりたいというのが趣旨であったと思うのです。それがだんだん、だんだん金額もふえてきたり、ここにもあるように高等学校、大学、その他医学にかかわる各種学校ということになっております。それが今ではいろんな大学あるいは高等専門学校等にも奨学金の活用がされるようになった。それはそれなりの時代の流れもありまして、事業もふえてきて、それは活用されるのはいいことだと思っておりますが、医療にかかわる各種学校というにつきましては、これ制定したときには恐らく看護学校とか、医療にかかわるいろんな各種学校がありましたから、それに対しては適用したほうがいいたろうということがあったと思うのです。今回この部分が削除されて、高等専門学校及び専修学校にということになっておりますが、医学にかかわる各種学校の範囲が今回変わるほうに影響が起きないかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、現況に合わせてこういう改正をしていくということで先ほど説明ありましたが、それはもう今の時代に合った改正をしていくことは大事だというふうに思っていますが、この基金の創設に当たって大変寄附をされた方がいらっしゃるわけですから、その方につきましても話をしているのかどうか。その辺につきましてお伺いします。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、2点にわたりましてお答えをさせていただきます。

まず1点目が、従前の医学に係る各種学校ということでお話があったわけでございます。この第3条をちょっと見ていただきますと、定義としていわゆる学校教育法に定めるということの大前提がございまして、ですから私どもといたしましては、この学校教育法に基づく、いわゆるどの分野に該当するのか、これによって位置づけをさせていただきたいというふうに考えております。お尋ねの看護学校等がどの分野に入るか、それによってこの奨学金の額が変わってくるというふうには考えておりますけれども、そういった意味では影響はないのかなというふうに考えております。

それから、先ほど来この貸し付けの関係の基金のほうにご尽力いただいた方へのいわゆる対応というふうなご質問がございました。まだ存命でございまして、審査委員会の委員さんも務めていただいております、そういった

意味で私ども2回ほどお邪魔をさせていただきまして、この条例文等の内容につきましてはご説明をさせていただきまして、先生のほうからも快くご理解を得たいということでご説明させていただきます。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第76号議案 嵐山町奨学資金貸付基金条例の一部を改正することについて件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

この際暫時休憩いたします。おおむね10分間。

休 憩 午後 3時02分

再 開 午後 3時20分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第14、第77号議案 平成20年度嵐山町一般会計補正予算(第4号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第77号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第77号は、平成20年度嵐山町一般会計補正予算(第4号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,333万9,000円を減額をし、歳入歳出予算の総額を58億7,313万9,000円とするものであります。そのほか継続費の追加が1件、地方債の変更が2件であります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

- 柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。
金井政策経営課長。

〔金井三雄政策経営課長登壇〕

- 金井三雄政策経営課長 議案第 77 号につきまして細部説明を申し上げます。

恐れ入りますが予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。まず、継続費の追加の関係でございますが、こちらからまず説明をさせていただきます。10 款の教育費の給食調理場の建設事業の関係でございますが、事業費の総額を4億 5,885 万円と定めるものでございまして、これを 20 年度と 21 年度で事業を実施をしたいということでございまして、20 年度を1億円に、21 年度を3億 5,885 万円とするものでございます。当初予算ではこの建設事業につきましては単年度で考えておりましたけれども、建設資材等の高騰等がございまして、また設計の一部変更等がございまして、設計が今完成するところでございます。今後入札等をして、議会の議決をいただきますと今年度で工事ができませんので、継続費の補正をさせていただきますのでございます。

続きまして、7ページの第3表の地方債の補正でございますが、これにつきましては変更が2件ございまして、まちづくり交付金事業につきましては 9,500 万円を減額し、補正後の限度額を1億 4,760 万円とするものでございます。この主な減額につきましては、先ほどの継続費の関係の事業の減額によるものが主でございます。次に、道路整備事業債でございますが、1,500 万円を追加し、限度額を 9,770 万円とするものでございます。これにつきましては国道 254 バイパスのところに信号機を設置するため太陽インキのところとドライブインのところの道路工事を行うための地方債の補正でございます。

恐れ入りますが、14 ページをお願いいたします。まず歳入からご説明を申し上げます。

第9款の地方特例交付金でございますが、これにつきましては新規でございます。284 万 5,000 円を補正するものでございます。これにつきましては道路特定財源の関係法令が今年の4月 30 日に可決されましたので、自動車取得税が1カ月分来ておりませんので、その減収分として自動車取得税減収補てん臨時交付金として 238 万 3,000 円が来るものでございます。また、同じく地方道路譲与税につきましても1カ月減収になっておりますので、地方道路譲与税減収補てん臨時交付金として 46 万 2,000 円が来るものでございます。

次に、10 款の地方交付税でございますが、152 万 2,000 円の増額でございます。9 款の地方特例交付金の関係で地方交付税の基準財政需要額が変わりますので、再計算をしたものでございます。本来なら地方交付税のうちの普通交付税については減額になるわけでございますが、調整率が大幅に下がりました、この前のときに調整率で計算しますと 517 万円ほど減額になっていたのですが、今回の調整率が下がりました、139 万 9,000 円の減額で済んだということでございます。また、基準財政収入額は伸びましたので、差し引きしますと 152 万 2,000 円の増額になるものでございます。これによりまして普通交付税につきましては 3 億 9,640 万 7,000 円となるものでございます。

恐れ入りますが、16 ページをお願いいたします。第 14 款の国庫支出金でございます。総務費国庫補助金 500 万円でございます。これにつきましても新規でございます、地域活性化緊急安心実現総合対策交付金ということで 500 万円嵐山町に交付されました。これにつきましては全国で 260 億の交付がございまして、嵐山町分としますと、町村では 500 万が上限ということで嵐山町に 500 万来ておりまして、これにつきましては歳出のほうで説明申し上げますが、補助率は 10 割でございます。

続きまして、18 ページをお願いいたします。16 款の財産収入でございますが、246 万 4,000 円の増額でございます。これにつきましては鎌形の亀ノ原の 3126 の 8 と 3127 の 5、ヒシヌママシナリーさんに貸していた町有地の払い下げ申請が来ましたので、ここに払い下げをいたしました額と、あと吉田の水路敷の払い下げ等含めまして 246 万 4,000 円の補正をさせていただくものでございます。

次に、21 款の町債でございますが、土木債 8,000 万円の減額でございますが、まちづくり交付金で先ほど申し上げました 9,500 万円を減額をさせていただきまして、バイパスのところの志賀 271 号線と平沢 101 号線の道路工事を行うために起債を 1,500 万ほどするというので、差し引き 8,000 万円の減額をさせていただくものでございます。

続きまして、22 ページをお願いいたします。歳出でございますが、まず各款にわたりまして共済費の減額補正がございまして、共済費の負担金の負担率が引き下げられましたので、各款にわたりまして共済費の補正がしてございますので、こちらにつきましてはご高覧をお願いできればと思います。

22 ページの下から 2 つ目、事業名 (2) の会計管理総務事業でございますが、ここで需用費として 130 万円の補正をさせていただいてございます。これにつきましては県の収入証紙が不足するために 130 万円を増額するものでございます。

次に、24 ページをお願いいたします。総務管理費の事業名3の公用車管理事業でございますが、53 万 5,000 円の増額でございます。このうち14 節の使用料及び賃借料のところでは13 万 5,000 円の補正をさせていただいておりますが、これにつきましては第1庁用車が来年の1月で車検が切れます。そして、この第1庁用車につきましては平成6年度車でございます。大変老朽化が進んでおりますので、この際新しくリースをするということで、2カ月分、13 万 5,000 円を計上させていただいております。

事業名、ふるさとづくり基金管理事業につきましては、先ほどの土地の払い下げと、あと寄附が10 万円ございましたので、それを合わせて256 万 5,000 円をふるさとづくり基金に積み立てをするものでございまして、これによりまして積立額が3,239 万 7,000 円となるものでございます。

民生費につきましては、事業の確定見込み等によりましてそれぞれ増減をさせていただいております。

次に、30 ページをお願いいたします。30 ページの事業名、学童保育室事業でございますが、237 万 1,000 円の増額をさせていただきます。そのうち委託料の中で測量設計委託料105 万 7,000 円がございます。これにつきましては、先ほどの緊急総合対策事業補助金の10 割をいただきまして菅谷小学校の学童保育室を来年度増築を予定しておりますので、ここに10 割の補助をいただきまして設計料を計上させていただいております。

恐れ入りますが、32 ページをお願いいたします。事業名、(3)の担い手育成事業310 万円でございます。これにつきましても地域活性化緊急安心実現総合対策交付金を活用させていただきまして、まず19 節の負担金補助及び交付金で310 万円、これにつきましては嵐山営農担い手支援事業補助金ということで田植機と溝掘り機を買う費用として310 万円を補助するものでございます。

また、事業名、5の農地利用集積事業がその下にあるかと思いますが、農産物フォローアップ事業補助金ということで、これも総合対策事業の補助の10 割をいただきまして、クリの苗を耕作放棄地に試験的に1反ほど、60 本を植えてみるということで、ここに補助金を用意させていただいております。

続きまして、34 ページをお願いいたします。まず、8款の土木費の事業名、生活道路整備事業482 万 9,000 円の増額でございます。まず、13 節の委託料で1,510 万 1,000 円の減額補正になっております。これにつきましては菅谷3号線の測量設計の入札差金、また菅谷東西線の測量設計がおくれておりますので、今回ここを減額をさせていただくということで、菅谷と東西線が1,010 万 1,000 円、菅谷3号線が500 万円ということで減額

をさせていただいております。

次に、工事請負費でございますが、1,993万円につきましては、バイパスのところの、先ほど信号機を設置するための工事でございます、志賀271号線、735万円、平沢101号線、1,258万円の工事を行うために1,993万円を補正をさせていただくものでございます。

次に、幹線道路整備事業でございますが、2,225万5,000円を増額をさせていただきます。まず、13節の委託料で407万2,000円の減額でございますが、これにつきましては2の21号線、なごみのところの設計が入札差金でございます。

次に、15節の工事請負費1,500万円でございますが、これにつきましては2の7号線、越畑の串引道路が入札差金でございます。

次に、17節の公有財産購入費、22節の補償補てん及び賠償金につきましては、1の15号線の土地購入費として1,932万7,000円、物件補償といたしまして2,200万円を増額補正をさせていただくものでございます。

34ページの下から2つ目のところに公共下水道費で事業名、下水道事業特別会計繰り出し事業でございますが、1,900万円の増でございます。これにつきましては下水道の使用料の減、また市野川流域維持管理負担金の増等がございますので、一般会計から1,900万円を繰り出すものでございます。

36ページをお願いいたします。36ページの10款教育費の下の段のところの小学校費のところの事業名、小学校施設改修事業、10万4,000円なのですが、その財源内訳のところを見ていただければと思うのですが、国庫補助金で98万5,000円が入っているかと思えます。これも総合対策事業の関係で七郷小学校の体育館の耐力度調査を行うわけでございますが、補助金を半分いただいておりますが、半分が一般財源でございましたが、これが緊急総合対策事業に該当いたしますので、ここで予算の組みかえをして補助金をふやさせていただきまして、一般財源を減額をさせていただいております。補助金500万円をいただいたものがこの事業に使われるということでございます。

40ページをお願いいたします。40ページの事業名、給食調理場建設事業でございますが、先ほど継続費の補正をさせていただきましたが、今回1億3,921万9,000円を減額をさせていただくというものでございます。これによりまして給食調理場の建設費が本年度1億円になるものでございます。

恐れ入りますが、45ページをお開きいただければと思います。継続費の補正をさせていただきました財源の内訳でございます。給食調理場建設事

業ということで、平成20年度については1億円ということですが、そのうちまちづくり交付金事業9,900万円を充てると。そして、70万円を起債を受ける。あと30万円を一般財源でやっていくということで20年度は進めていきたいと考えております。そして、21年度につきましては3,588万5,000円でございますが、まちづくり交付金を5,100万円、そして起債を2億3,080万円、一般財源を7,705万円ということで事業展開をさせていただくということでございます。そうしますと、一番下のところの計がございまして、総事業費が4億5,885万円でございますが、国庫支出金、まち交の補助金につきましては1億5,000万円を考えておりまして、補助率が現在32.8%、中央地区につきましては40%いっておりますが、現在のところ北部については、この給食調理場の提案型が事業費がちょっと多くなっておりますので、補助率が下がってきております。ただ、これは5年間でいきますので、最終年度にならないとわかりませんので、とりあえずはここでは32.8で計算をさせていただいてございます。

46ページをお開きいただきたいと思っております。46ページの地方債の当該年度末現在高見込みでございますが、合計の一番下の右側を見ていただきますと、今年度12月末で地方債が、年度末の合計額が55億4,941万5,000円と見込んでおります。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 初めに、6ページの給食調理場の関係なのですが、資材の高騰と設計変更で金額が変わっているという説明でありました。1億円以上ふえているのかなと思うのですけれども、資材の高騰でどのくらいふえたのか。それから、設計変更はどのような内容で、金額も幾らふえたのか伺いたいと思っております。

それで、全協で説明あったときには、9月に着工して、21年の8月に工事が竣工して、8月には引っ越しをするのだという、こういう予定であったわけです。もう9月から3カ月たって、恐らく今年度は私は無理だと思うのです。実際にいつごろに工事に着工できるのか。それと8月に引っ越しが終わって、9月から稼働ができるのか、その見込みがあるのか伺いたいと思っております。

それから、31ページの学童保育ですが、ちょっと場所がわからなかったのですけれども、場所をどこにするのか伺いたいと思っております。新しい場所では何人ぐらいの学童を見る予定なのか伺わせてください。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

まず、工事の関係でございますけれども、これにつきましては当初工事費を2億3,921万9,000円見ておりました。それで今回4億5,885万円でございますので、これにつきましては2億1,900万ほど上がったということでございまして、特に鉄骨等の関係がかなり単価が上がったということで、設計料がかなり上がってきております。全般的に資材が上がっております。ですから、ほぼ倍ぐらいになっているということでご理解をいただければと思います。また、設計の内容でございますけれども、これにつきましては、調理器を殺菌する機械の設計変更がございました。あと詳しいことは学務課さんのほうでお願いできればと思います。

○柳 勝次議長 続いて、小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、6ページの継続費の関係で設計変更の高騰が幾らかということで、全体を足しておりませんので、項目ごとにちょっと申し上げる部分がありますけれども、ご了承いただきたいと思っております。

まず、建築費の本体の部分でございまして、この中でまず設計変更ということで、面積を33.3平米ほどふやしております。これはどういうことかと申しますと、本年の4月以降設計協議等をしてきたわけですが、いわゆる現場の声と申しますか、調理師さん、それから栄養士さん等々のご意見の中で、まずシャワーの部分が、これは1つつけて、計画だったのですが、ちょっと1つでは不足であろうと、どうしても足りないということでこれを2つに、それからトイレが、現場の人が使うのが2カ所あったのですが、これも2カ所ですとちょっと間に合わないのではないかなということで3カ所に、それから休憩室、これもやはりもうちょっと広いほうがいいだろうということで、面積的には少ないのですが4.2平米ほど、西側の部分、総体的に何十センチか出しました。出したというのは広くしたという意味で、そういう意味でございまして、33平米ほどふやしております。これの金額的なものが1,200万円程度、本体工事がです。あと建具あるいは鉄筋、鉄骨等で、直接工事費で3,500万ほどふえております。高騰の話ですが、これに諸経費等が入ってくるということでございます。

それから続きまして、電気関係でございますけれども、やはり資材の高騰で720万ほど、これに経費、そして消費税等が入ってきてということでございます。

それから、機械、設備の関係でございまして、まず設計変更の部分が受

水槽、これが当初は半日分くらいもてばいいかということで計画をしておったのですけれども、本庁の水道課のほうのご指導もいただきまして、1日分という形で、これが約600万ほどふえております。

それから、消火設備、これが比企広域消防事務所等々と協議をしてきたわけですが、どうしてもこれをつけなくてはいけないということで70万ほど、粉末消火器、そういったものの設定とかで、そういったこと、それから資材の高騰が3,700万ほど、それに経費、それから消費税等々が入ってくると、こういうふうなことでございまして、約1億3,000万ほどの増になってきていると。大変な額にふやさなければならない結果になっているという状況でございます。

それから、9月着工ということでございますけれども、3カ月くらいおくられているのではないかとということですが、いつごろ着工になるかということですが、おくれた理由をちょっと申し上げてみますと、先ほど申し上げました面積の設計協議の関係がちょっとありました。それから、厨房機器の関係で、具体的に申し上げますとコンテナを今度使うわけなのですけれども、この辺の、いわゆる天井からつくるのがいいのか、あるいは横から入れるのがいいのか、非常に議論が分かれるところでございまして、これらもいわゆる現場の声をやはり重視して、ちょっと設計変更をさせていただく部分もあります。当初は釣り天の上からと。上からやるやつはコンテナが横から入れるものに対して1つ当たり60キロくらい重いのです。それとスペースの関係で、あるいは天井高の関係で非常にその辺が苦慮して、設計がちょっと長引いたと申しますか、そういったような状況で少しずれ込んできているというのが実情でございます。今後でございますけれども、予算のほうをお認めいただければ、12月定例会以後早速指名会議のほうを開いていただけるということでございますので、そういったところで、方法としては一般競争入札、額が大きいものですから、なろうかというふうに考えているわけですが、という形で一般競争入札の方法という形で、入札の時期的には1月の20日近辺には入札し、仮契約を、そして1月の下旬ぐらいには臨時議会のほうをちょっとお願いして、そして自治法96条に基づく請負契約の関係の議案を上程をしていきたいというふうに考えております。その辺が認められれば、それから工事という形になりまして、9月稼働は相当厳しい状況でございますけれども、現状ではそれに向けて努力していきたいと、こういうふう考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 31ページの学童保育室の測量設計委託料につ

いてお答えいたします。

場所でございますけれども、現在ございます菅谷小のてんとう虫クラブの隣を予定しております。人数につきましては、40人を想定しているところでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうですか、資材の高騰で倍ですか。いや、ちょっと驚きました。私のちょっと表の見方が間違っていたので、2億3,900万円というのがあって、こっちに書いてあるのがそうかなと思ったので、間違えたのです。いずれにしても倍ぐらいの金額になっていますから大変だなという感じがします。ここへ来てガソリンがぐっと下がりましたね。どうなのでしょう。こういう資材というのは、これから先下がるという見通しがあるのでしょうか。もしあれば、もう少し待ってみてもということも、当然これだけの金額ですから、倍になっていますから、それも考えてもいいのかなというふうに思うのですけれども、その辺はどういう見通しを持っているのか、1点伺いたいと思います。

それから、9月の稼働の件なのですが、大変厳しいというお答えであったわけですが。仮に8月で終わらなくて9月以降になった場合に、通常の給食がもう始まった段階で切りかえができるのかどうか、12月というか、冬休みまで待たないと、今の調理場の使っている器具も使うのはあるのかなと思うのですけれども、それはあるのか、ないのか伺って、もしあればそういう長期間の休みでないとできないのかなと思いますので、9月に延びた場合はその期間でできるのかどうか、まず伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、ガソリンが下がったではないかということで、もう少し待ってみたらどうかというようなご質問でございます。今設計事務所のほうに、私どもガソリンのほうは下がってきているというのは承知しておりまして、いわゆる資材の動向がどうかというような状況をお聞きしましたら、やはりそれは横ばいだということでございまして、下がってはいないというようなお答えでした。ですので、このまま継続してやっていければいいかなと、こういうふうに考えております。

それから、9月稼働の件については教育長のほうからちょっと答弁させていただきます。

○柳 勝次議長 続いて、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 工事の進捗状況についてご心配いただいておりますけ

れども、資材については、前議会でも心配であるということはお話し申し上げましたのですけれども、資材単価、前年度増し約2割増しというようなことでこのような額になっております。そういう中でも、片や川口議員さん少し延ばしたらどうかと言える状況の第1、第2給食センター状況ではありませんので、目標としては9月稼働としていきますけれども、やはりこういう状況の中で一般競争入札でどれぐらい落とせるかそれはわかりませんけれども、いずれにいたしましても9月稼働の目標でいく。幸いにして、もしよしんば3カ月延びて冬休みに引っ越しと。なぜ9月稼働ということにしたというのは、夏休みに引っ越し等だとか、職員の皆さんの研修であるとか、試しの稼働とかできるということで9月稼働したのですけれども、3カ月延びて3学期稼働ということになれば、冬休み等の利用して引っ越しができそうな見通しも立っております。ただし目標は9月ですけれども、さりとて余り無理をして、後で工事の内容等について、できたものについて禍根を残さないように少し丁寧な工事関係のやりとりをしていきたいと思っておりますので、現在のところは努力はするけれども、場合によっては3カ月延びて3学期に稼働ということもあり得るということで対応してまいりたいと考えております。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 何点か伺いたいと思うのですけれども、まず共済費の負担の減なのですが、全体的になっていきますけれども、共済費の負担というのは普通通常は値上がりするものだと思うのです。ですから、負担の減になっている理由を伺いたいと思っております。

それと、254バイパスの信号機の設置についてなのですけれども、それは全部嵐山町が負担するという形ではなく、太陽インキがほとんど使うわけですよ。でしたら寄附をいただいて、負担付寄附とかそういうふうな形で道路の費用の捻出というのはあって当然だと思うのです。それをせずに太陽インキのために嵐山町がこれだけの金額を使うという、もちろん自動車は皆さん使いますよ。道路として使うわけですから。ですけれども、その部分に関しては、太陽インキが使うことに関して、ほとんど太陽インキの便のためにこれだけの嵐山町の経費を使うというのは、私はちょっと問題かなというふうに考えていますので、その点について考え方を伺いたいと思っております。

それから、学童保育ですけれども、菅谷小の学童保育室に隣接して、隣につくるということですが、新しく新たにつくるのか、それとも、隣というのは、倉庫がありますよね、そっちのほうへつくっていくのか。それによっては子供の、駐車場とか、遊び場というのはかわってくるのかなというふうに考えますけれども、それについて伺いたいと思っております。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 それでは、43 ページ、給与費明細書をちよつとごらんになっていただきたいと思います。この中に一般職の共済費合わせて 219 万 5,000 円減額をさせていただいております。これは各費目にわたっておるわけでございますけれども、金井政策経営課長から負担率の引き下げだというご説明を申し上げました。この理由でございますけれども、昭和 37 年に現在の地方公務員共済組合法が施行されまして、この施行前の組合員の年金給付額につきましては、追加費用あるいは年金給付費用という名称で負担をする仕組みとなっております。37 年以前ですから高齢化は当然しておるわけでございますけれども、こういった年金を受給されている方々が死亡等によりまして減ってきているわけございまして、この負担率につきましても毎年引き下げられていると、こういう状況が理由でございます。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

31 ページの関係でございますけれども、現在学童保育室に隣接しております菅谷小学校の倉庫、今ご指摘いただきましたがございまして。その倉庫を取り壊しまして、その後建設する予定でございます。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 信号機の関係について私のほうからお答え申し上げたいと思います。

今太陽インキさんの場所というふうなお話ですけれども、実際に信号機がつくのは、沼があって、その手前に太陽インキさんの入り口が、小川のほうに向かって左側の入り口になります。当然交差点ができるということですから、その反対側のシロックスさん、もとハイタッチ双葉さん、そちらへ道路をつくって、いわゆる十字路の交差点をします。それ以外中央分離帯をあげないということで以前から協議を進めておったわけでございます。したがって、今寄附のお話ございましたけれども、現実的にはシロックス側さんのいわゆる町道の用地、今町道はございません。これをすべて企業側が寄附すると。若干、カインズさんのところは新たに隅切りができますので、そこは別ですけれども、それ以外、平均6メートルぐらいの幅になるのですけれども、かなりの面積を、会社の土地を町へ無償で寄附をするというようなことに基づいて、工事については町がやるという形で現在進んでいるわけござい

す。いずれにしても両方の企業とも町に別の面で多大な貢献をしているということもございまして、やはりそこに信号機がつかないということになると、いわゆる工場の機能というのですか、例えば太陽インキさんが東松山のほうへ回るときに、一たん左側へ行って、現在の²⁵⁴バイパスと分かれるところの交差点では回転ができないということですから、もっとずっと丘の先へ行って回ってくると、そんな状況が現実なのです。したがって、これはやはり町として県と協議をしながらきちっと交差点をつくり、そして信号機をセットして、企業活動に多大な影響がないためにはそれなりの覚悟も必要だということまで協議をしまいいりました。したがって、シロックスさん側のかかなりの面積の寄附ということですから、これはそれなりの企業も負担をしていただくというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 太陽インキの法人税に関しては非常に大きいものがあるというのはわかっています。ですけれども、今回の場合は太陽インキさん、シロックスのほうは土地を提供しているということです。太陽インキの場合は、過去に2度か3度補正予算で返還金というのですか、そういうふうな形で非常に予算を紛らわしい思い、嵐山町はさせられていますよね。それを考えますと、今の税制でしたら日本ではなく、中国やインドといった外国に事業を持っていった場合に、その部分で非常に法人税が安定していかないという税制がありますけれども、でも嵐山町はそれに関していえばある程度の、企業が行いやすいような形で信号を設置するわけです。シロックスさんとは別に太陽インキさんからも何らかのものというのはいただいてもいいかなと思うのです。そういうふうな形でしていかないと、嵐山町自体も太陽インキと一緒にやっていくのでしたら成り立っていかないと思うのです。これだけの金額ですから。そういったものの交渉というのはいよいよやっていくべきだと思うのです。その点について伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 以前に、4車線が始まる前にあそこに信号機をつけたという話が現実にございまして、そのときはまだハイタッチ双葉さんも営業しておりました。そのときは両方の会社でお金を出すから信号機をつけていただきたいというふうなお話もございましたけれども、それは県はできないというふうな形で、それは立ち消えになってございます。今度の工事のほとんどの事業はシロックスさんの事業であります。太陽インキさん側の事業とい

うのは、現在ちょっと沼の反対側に緑地帯があるのですけれども、そこに若干折車線をつくるために少しそこをいじくる程度というふうなことです。したがって、全体的にはシロックスのほうからいわゆる志賀のトンネルのほうへ抜ける道をつくることによってそこに交差点ができ、それが完成することによっていわゆる県警が信号をつけてもいいよという形になってまいりましたので、今度の代替の事業というのは、先ほど申しあげましたようにほとんどシロックス側さんの事業になるというふうなことでございます。渋谷議員おっしゃることも、もう私も承知しておりますので、また機会があれば太陽インキさんのほうにも話をしてみたいなというふうに思っています。いずれにしても以前に自分たちでお金を出すからどうかということがあったのですけれども、それは現実的にならなかったというふうなことでございます。今後その辺ちょっと念頭に置きながら考えていきたいなと思っております。

以上です。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) すみません。私は以前の話というのは知らないのですけれども、そうすると県というのは、もちろんそこに信号が必要なければつけないという必要はなかったのだと思うのですけれども、県はどういう状況だったら、寄附であって信号をつけるということになるのか。そして、現在は県が行っている事業ですよ。県が4車線に広げている事業で、それでもって信号は嵐山町がつけなくてはいけない。そういうことですよ。その部分が問題かなと思っているのですけれども、その部分で、私は特にあその部分というのは、事業者にとっては信号機が必要なところですよけれども、そうでない場合は、カインズがあるから皆さんが利用するという形では信号機があってもしかるべきかなとは思いますが、そうでない場合は住民にとっては必要のない信号機なのです。カインズ、事業者ですよ。事業者のほうが出して行って、それで利益は得ているわけですから、その部分というのは町が全面的に出すという形ではなく、事業者から出してもらい、ある程度のものは一たん負担してもらいという考え方は町はとってもいいと思うのですけれども、その点について伺います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 ちょっと私のお話の仕方が悪かったのかなと思うのですけれども、信号機は町は作りません。できません。町がやるのはいわゆる警察協議、県土整備事務所との協議の中で、では今度254のバイパスをこういうふうに拡幅していきますが、町はどう考えているのですかというお話が最初のこととございまして、ご承知のように、先ほど申しあげましたように太

陽インキさんの沼のところへは、今小川へ向かって左に入り口がありますけれども、反対側のシロックスさんのほうにはございません。そういうところには原則的に交差点をつくらずに、信号機はつけないというのが県の基本的な考え方です。それでは困るということで再三協議をして、そしてシロックス側さんに道をつくと、新たに、その道も行きどまりではだめだということですから、当然、先ほどちょっと申し上げましたようにトンネルのほうから、志賀の方が今嵐山ドライブのほうに出てまいりますけれども、そこに接続する道をつくと、そのことによって町道としての、今現在シロックスさんの下に行っている町道あるのですけれども、そこに接続を当面すれば、当然志賀のほうから来た方も今度の新しくできる信号機を使って松山のほうにも行けるし、小川のほうへも行けるようになります。そして将来的には、当然今シロックスさんの道に接続するのはかなり急になってしまいます。将来はもうちょっと志賀のトンネルのほうに、町道を整備していけばかなり志賀の地元の皆さん、あるいはその他の皆さんも町道としての機能がかなり出てくるのかなというふうに思っています。当面はちょっと、暫定的に一部になりますけれども、将来は町とすればそういう計画を持ってやっていくというふうなことでございます。

いずれにしても現在県と、これ何年来になりますか、のお話し合いのもとでようやくここまで来たというふうなことでございまして、先ほど申し上げましたように太陽インキさん、それなりのお話というのはいずれしたいなどは思っておりますけれども、いずれにしても3月31日までに町道の決まりつけないと県警が信号をつけませんと、2～3年先になりますという話でございましたので、急遽この補正予算をお願いして、何とか決まりをつけて、バイパスが供用開始できるときには立派な交差点で、信号を使ってそれぞれの利用ができるような形に完成をしていきたいという基本的な考え方です。

以上です。

○柳 勝次議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 何点かお尋ねいたします。

25ページの公用車管理事業、この中で燃料費が40万ほど増額になっております。これに関係して、今ガソリンも大変安くなってきておるのですが、今までの使用した額からすると足りなくなるという想定でここにやっているのか、積算の根拠をひとつお願いしたいと思っております。

それから、長年使用してきました第1庁用車が、ここでリース方式で更新していきたいということでございまして、私もかつてそろそろというふうな発言もいたしました。が、どんな車の購入を考えているのかお伺いしておきたいというふうに思っております。

それから、同じページなのですが、ステーションホールのアイプラザ、利用方法が変わりまして大変利用されているというふうに思っていますが、利用方法と時間が長くなったという関係でこの光熱水費が不足してきたということが根拠なのか、確認をさせていただきます。

それから、その下のコミュニティー推進事業、これは青少年健全育成委員会の補助が該当しないということなのですが、該当しなかったという取り扱いにされた理由、それからなぜこういうふうな読みができなかったのかということもありますので、お答えをいただきたいと思っております。

それから、先にいきますが、38ページの公民館費の中でふれあい交流センター建設事業で、中身的には増減ありませんが、国庫支出金、財源更正が変わらざるを得ないということになっておるようですが、この理由は何なのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 公用車の管理事業につきましてお答え申し上げます。

1点目は、燃料費の40万円の増額補正の件でございますけれども、積算の根拠ということでございますが、当初264万円計上させていただきました。現在10月までの執行額が約200万円ございまして、今後3月までの推計をするととても足りないということで、その推計に基づきまして40万円の増額をさせていただくわけでございますけれども、理由は、安藤議員さんご案内のように今年の5月から値上げが始まりまして、一時は6割程度の値上げまでいったわけでございますけれども、10月にはまた値下がりをして、11月には収束をしたというふうな経過ではないかなと思うわけですが、そういったことによりましてかなり燃料代が不足をしているというのが理由でございます。

それから、庁用車の関係でございますけれども、庁用車につきましては、現在の庁用車は平成6年の1月の登録でございまして、15年目を迎えています。走行距離も12月1日現在で18万キロを超えたということでございます。現行の車種はトヨタクラウンでございまして3,000ccのものでございます。11月の定期点検の結果、かなりの箇所に修理箇所が指摘をされておりまして、中にはもう部品がないというふうなものもございまして、そういったこともございまして、特にドアについてはかなり劣化が進んでおりまして、安全上問題があるというふうな指摘もいただいております。そういったことから大変補正では恐縮でございますけれども、来年の2月には新しい車種をお願いをしたいと。しかも方法についてはリース方式をお願いをしたいという予算

でございます。車種につきましては同じトヨタのクラウンの 2,500cc を予定をしております。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 答えをいたします。

まず、アイプラザの関係でございますけれども、アイプラザにつきましても光熱水費が、執行済額が 57 万 5,147 円でございます、今後見ますと 23 万 2,000 円ほどの増額をしないと足らなくなるということでございます。これにつきましてはやはり今までと違いまして喫茶コーナー等やっておりますので、そういう費用がかさんできたということでございます。

続きまして、青少年の健全育成委員会の補助金でございますが、これにつきましては、補助金は毎年出ておりますけれども、今年度特に映画の上映を考えており、雲の上の学校だったと思っておりますが、これをPTAさん等でお願ひできればと思つて考えていたのですけれども、自治総合センターのコミュニティー助成事業に申請をしてみました、許可にならなかったということで、一応これにつきましては補助金を通つた場合には補助金を出すというお話になっておりましたので、一応補助金が通りませんでしたので、今回切らせていただいたというものでございます。

続きまして、38 ページの関係でございますが、ふれあい交流センターの財源内訳の変更でございますが、これにつきましてはふれあい交流センターの設計の関係がまだ確定はしておりませんが、繰越明許になる可能性が出てきました。そうしますとまちづくり交付金の補助金を、来たものを全部使わないとまずいわけでございますので、万が一繰越明許になってしまいますと補助金が来年度にずれてしまいますから、ほかのところ補助金を使わせていただいておりますので、起債と一般財源で充当をさせていただくという内容でございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第 11 番、安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) そうしますと、燃料費につきましては 40 万円で、積算の根拠はそういうことでございますが、既に 200 万使つてしまつてゐるということで、40 万として 64 万ですから 104 万円、104 万円、10 月末までで 200 万円使つてしまつたという、そうすると 11、12、わかりました。

新しい車につきましてはリース方式でやるということでございまして、2カ月分という説明もございましたが、2,500cc という車はそう華美ではないというふうなものなのではないでしょうか、その辺はお伺ひしていきたいと思つます。厳しい財政運営の中でやっているわけですから、町民の余り批判が起こらな

い、当然小さい、2,500cc ぐらいのほうがそれは燃料費もかからないでしょうし、再度お伺いしておきます。

以上です。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 実総務課長 現在選定をした車種につきましては、この上に3,000cc、さらにその上にはハイブリットというふうなものがクラウンにございまして、そのクラウンの車種の中では一番下ということでございます。それから、比企郡内の状況でございますけれども、ほとんどがクラウンの3,000cc でございまして、嵐山町と、先般入れかえた滑川町が2,500cc ということで、郡内でも一番下の車種ということでご理解いただければと思います。

○柳 勝次議長 第8番、村田廣宣議員。

○8番(村田廣宣議員) 先ほどから話が出ております学童保育のところですが、31 ページですか、測量設計委託料というので100 万からいっているわけですが、何か測量、難しい問題があるのかどうか、ただ平らなところで測量するのにこれだけかかるのか、それとも測量と建築設計も含んだ金額なのかお尋ねしたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

この105 万7,000 円の中身でございますけれども、調査、比較、基本設計、実施設計、積算、それから認可申請一式の値段でございます。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第77号議案 平成20年度嵐山町一般会計補正予算(第4号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第15、第78号議案 平成20年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第78号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第78号は、平成20年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ223万5,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を1億4,811万6,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

〔中嶋秀雄町民課長登壇〕

○柳 勝次議長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 議案第78号につきまして細部説明をさせていただきます。

大変申しわけございませんが、58、59ページ、予算書のほうをお開きいただきたいと思っております。58ページ、歳入の4款繰入金、1項一般会計繰入金、2目の保険基盤安定繰入金を223万5,000円増額し、補正後の額を2,452万5,000円とさせていただきます。この保険基盤安定繰入金につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第99条の規定に基づきまして、後期高齢者医療制度において低所得者及び被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減分について一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り入れるものでございます。平成20年度のこの軽減額が確定いたしましたことに伴いまして今回の補正をお願いいたしますものでございます。

なお、この軽減額につきましては、総額が2,452万4,335円となるものでございまして、この軽減額の負担につきましては県が4分の3、そして町一般会計で4分の1という負担割合になってございます。

なお、この軽減の対象者数でございますが、1,007人でございまして、4月1日現在の被保険者1,775人の56.7%になるものでございます。

続きまして、歳出のほうのご説明をさせていただきます。60ページ、61

ページをお開きいただきたいと思います。歳出の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の19節の同広域連合への納付金の額を歳入補正額と同様の223万5,000円増額し、補正後の額を1億4,614万7,000円とさせていただきます。これにつきましては歳入でご説明をさせていただきましたとおり保険料軽減額の確定によりまして、その軽減分が増額したことに伴いまして広域連合への納付金額を増額させていただきます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」という人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。
討論を行います。

〔発言する人なし〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第78号議案 平成20年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定について件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第16、第79号議案 平成20年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第79号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第79号は、平成20年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ530万9,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を7億7,283万2,000円とするものであります。そのほか地方債の変更が1件であります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

小澤上下水道課長。

〔小澤 博上下水道課長登壇〕

○小澤 博上下水道課長 それでは、細部説明を申し上げます。

74 ページをお願いいたします。第2款の使用料及び手数料、1目の下水道使用料ですけれども、これは1,575万円を減額をして、補正後が1億9,698万円となるものでございます。これは平成19年度当初に比べ当初予算については7.3%の増を見込んでおりました。今現在はこの調定の状況から判断いたしまして減額をしたということでございます。平成19年度の決算からは1.5%の増を見込んでおります。

第4款の繰入金、これは一般会計からの繰入金でございますけれども、1,900万円を増額をして、補正後が2億5,900万円となるものでございます。これにつきましては市野川の流域の維持管理負担金等の増によって苦しくなったということでございます。

それから、第6款の諸収入、雑入のところですがけれども、これにつきましては消費税の確定申告によりましてこの金額が還付されるということでありますので、これを雑入として受け入れたということでございます。

それから、第7款の町債、これにつきましては市野川の流域下水道事業の建設、この事業費が確定をしたため補正をするものでございます。150万円を減額いたしまして1億1,170万円が補正後の金額となります。

続きまして、歳出をお願いいたします。76 ページです。第2款事業費、建設事業費のところの負担金補助及び交付金なのですけれども、155万1,000円の減ということでございます。これは市野川の流域下水道事業費の建設負担金が確定をしたため補正をするものでございます。補正後が2,891万2,000円となります。それから、維持管理費なのですけれども、13節の委託料314万円、それから15節の工事請負費369万円の減でございますが、これは19節の市野川の維持管理負担金が予想外にふえてしまったため一般会計からの繰入金を少しでも抑えるため減額をするものであります。この委託料、清掃委託料なのですけれども、164万円の減、それから管渠等の調査委託料、これにつきましては不明水対策調査委託料、これが150万円、それから上の清掃委託料については下水道管渠清掃調査等委託料ということで164万円の減ということでございます。それから、19節の2,390万4,000円という負担金の増なのですけれども、これにつきましては大変大きな増額なのですけれども、市野川の水循環センターに流し込んでいる汚水処理の負担金なのですけれども、これは請求については四半

期ごとにくるわけなのですけれども、平成19年9月末と20年の9月末を比較しますと、平成19年が5,630万9,856円、20年が6,856万9,832円です。率にすると21.8%の大幅な増になっているということで、それに伴ってこの補正もさせていただいたということでございます。ところが使用料の収納につきましては、平成19年9月末と20年9月末を比較すると調定段階では2.2%の増加にとどまっているという状況でございます。

それから、第3款の公債費、これ元金と利子、合計で28万9,000円を減額をするということでございますが、これは繰上償還等の確定によるものでございます。

それから、最後ですけれども、次のページ、78ページ、予備費につきましては補正額を380万9,000円の減ということで、補正後が537万8,000円となるものでございます。

それから、地方債の現在高なのですけれども、82ページをお開きください。一番最後、当該年度末の現在高の見込額については34億3,677万7,000円ということで、少しずつ減っているという状況でございます。

以上で細部説明を終わります。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 今の市野川流域、76ページの維持管理費なのですが、維持管理負担金がどんどん上がってきている。しかしながら手数料、歳入といいましょうか、利用する量はそうふえていない。負担金だけはふえているというのは流量がふえているというふうに理解をせざるを得ないので、こんなに負担金が上がってきていることについては嵐山だけなのでしょうか。ほかの町村もふえているのか。ふえている理由が、不明水が何かふえてしまっているということなのか、その辺伺いしておきます。こんなにふえるというのは予想外なことだと思っています。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 おっしゃるとおりでありまして、うちのほうも負担金のほうが22%ぐらい伸びていて、使用料が2%ぐらいしか伸びていないということになれば、これはもう不明水と言わざるを得ないので、この不明水がどのくらいかということ、この差額みんな不明水なので、去年が最終的に不明水は12%ぐらいのところまで済んだわけなのですけれども、今年についてはかなりふえていくだろうというふうに予想をしております。ですから、この調査につきましては来年よく調査をしたいと思っております。

それで、ほかの町村なのですけれども、このセンターの処理量は平成20年と19年比較すると、嵐山が22%強ふえて、小川については今のところ減っているのです。それとあと滑川については8%くらいふえているということでございまして、3町の処理量の約半分近くが嵐山町が負担をしているというような状況でございまして。平成19年度につきましては、嵐山町は43.7%が全体の割合だったのですけれども、今現在、これはちょうど半分過ぎたところなのですけれども、49.96%という状況になっております。

ですから、この原因についてはなかなかはっきりはわからないのですけれども、これについてはまた新年度調査をしたいというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 負担金が嵐山が半分ぐらいたということで驚きますが、いずれにしても不明水の問題につきましては長年取り組んで、いよいよ見つかったとって、それを直したりしながら、また不明水が出てくるというのはどういう、とにかく集中豪雨的なものがそんなにあったのかどうか。雨水が流入しているのか、あるいは老朽化した部分があってという想定がされるのか。その辺をお伺いしたいのですが、調査をこれから設置しなければならぬということですが、調査するについても、大体想定しながら調査しなくてはいけないと思っておりますが、担当課としてどういうふうな見解を持っているのか。

なおかつ、市野川流域の維持負担金の関係につきましては、いろんな資料を、後で結構ですから出していただきたいと思うのです。その辺はいかがでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 不明水の見解ということなのですけれども、やはり努力して、志賀2区の例については毎年、毎年30件か40件、昨年については50件の公共弁を直して、少しずつ進展しているわけなのですけれども、平成17年度が10%で、18年度が8.1%、不明水の率です。19年度が12.9%ということで、ひどいときの20%を超えているときからは少しずつよくなっていたわけなのですけれども、ここのところへ来てこのようにふえてしまったということで、私もはっきり言ってよく本当にわかりません。ですから、新年度、これに対してどういうふうな調査が適当なのかという、よく検討しまして、やりたいと思っております。

資料につきましてはお渡しいたします。

- 柳 勝次議長 ほかに。
〔発言する人なし〕
- 柳 勝次議長 質疑を終結いたします。
討論を行います。
〔発言する人なし〕
- 柳 勝次議長 討論を終結いたします。
これより第79号議案 平成20年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定についての件を採決いたします。
本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
〔挙手全員〕
- 柳 勝次議長 挙手全員。
よって、本案は可決されました。

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 柳 勝次議長 日程第17、第80号議案 平成20年度嵐山町水道事業会計補正予算(第2号)議定についての件を議題といたします。
提案者から提案説明を求めます。
岩澤町長。
〔岩澤 勝町長登壇〕
- 岩澤 勝町長 議案第80号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。
議案第80号は、平成20年度嵐山町水道事業会計補正予算(第2号)議定についての件でございます。水道業務委託契約を平成21年度より3年間の長期継続契約とするため債務負担行為を設定をするものでございます。
なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。
以上をもちまして説明を終わらせていただきます。
- 柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。
小澤上下水道課長。
〔小澤 博上下水道課長登壇〕
- 小澤 博上下水道課長 それでは、細部説明を申し上げます。
85ページをお願いいたします。今回の補正は債務負担行為の設定であります。設定の理由は、現在水道事業業務を委託しているアクアリスト株式会社が、東松山市での贈収賄事件により平成21年の5月まで指名停止になりました。これによりまして平成21年4月からの業務委託ができなくなりました。業務委託の内容は受付、メーターの検針、水道を使えるようにしたり、使えなくなったりする開閉栓、滞納整理などの業務であります。これらの業

務につきましては新しい業者が即日に対応できるものではありません。したがって、本年度中に新しい業者を決め、21年4月1日からの業務に支障を来さないようにするため債務負担行為を設定するものであります。

第2条なのですけれども、事項につきましては、平成21年度開始前に契約事務を行う業務ということで(水道事業業務委託)、期間につきましては、平成21年度から平成23年度まで、限度額については5,490万円とするものでございます。

以上で細部説明を終わります。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 3年の長期契約にしたというのはどういう理由からなのでしょう。もっと長くできたのか、短くできたのか。その辺も含めて3年にした理由を伺いたと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 これは先ほど提案理由の説明の中でもいろいろ申し上げましたけれども、業務委託の内容が受付、メーターの検針だとかこういう業務でありますので、毎年、毎年契約するというよりも、長期のほうがよいというふうに判断しまして、これが3年間、これは5年、ではなぜ3年間なのかということですが、まずはこの3年間という程度がいいだろうというふうに判断をいたしまして、こういうふうに設定いたしました。

以上です。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 一般質問にも出しているのですけれども、これでいきますと嵐山町の庁舎内にこの方たちが入ってくるわけですね。そうすると、嵐山町の方と同じところに机を並べながら、片方は民間の方で、片方は嵐山町の職員がいるという形で事業が進んでいく。その中できちんとした社会保障や一定の保障された給与で仕事を行う人たちとしてこの契約をするのかどうか。また、落札金額が一応、今は入札制度ですから金額が低いところから入っていくという形になっています。これですとそうなりますけれども、それをどのように考えて出していくのか、この金額について、すみません、議案とはちょっと異なる質問になるかもしれませんが、これについてはどのような考え方を持ってこの5,490万円という予算額をとっていったのか伺いたしたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 この委託料につきましては、現在委託している内容を基準にして、先ほど申しました受付だとか、メーターの検針だとか、開閉栓、滞納整理、これらの業務委託それぞれをやっていただける内容、その金額が3年間で5,490万ということでございます。ですから、委託先の社員の給与の保障だとか、そういうふうなことについては、うちのほうとするとそれは委託されたところで考えていただくというふうなことになるかと思えます。

以上です。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) ですと、嵐山町庁内に入っている職員の方の具体的な社会保障とか、それから給与に関しては、嵐山町は一切関与していないでこの見積額を、業者との関係、今までの中から出してきているというふうに考えていいということですね。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 受託される側につきましては、当然委託料として、その中で職員等の人件費等について考えていただくというふうなことになろうと思えますけれども、町そのものが給与をどうこうするということではございません。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) そうしますと、この業務量とこの委託料とは見合った金額というふうに考えてよくて、嵐山町の職員が行っていたらこの金額ではできない金額を委託先にしているわけですね。その部分で嵐山町は同じような体系、公務員と違いますけれども、その部分での働く人の社会保障とか、給与保障に関しては一切関知しないという感覚でこの5,490万円という見積金額が出てきているのですか。そのところを伺いたいです。

業務量と人件費と、それはマッチしたものだと考えられるものなのですか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 給与等については、当然入っていないということではございません。ですから、この委託したものを町職員がすべてやったら、町職員すべてやったほうが多分高くなると思います。ただ、この委託につきましては、先ほど申し上げましたようにその委託先で給与等、それは世間では一般的な保障された給与については会社のほうで考えておることであると思えます。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 私よく把握をしていなかったのですが、松山で指名停止になった日付というのはいつなのかわかりますか。

もしそうであるならば、この債務負担行為については21年度からの問題ですから、残りの3カ月間というか、3月までの業務というのは嵐山町の場合にどうなるのでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 指名停止につきましては、平成20年の5月までというふうなことで会社に対しては指名停止の通知をしております。ですから、20年度については今のまま継続をしてもらうということでございます。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○柳 勝次議長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 東松山市につきましては、平成20年の8月の5日に指名停止をしております。

以上です。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) これは嵐山町の対応だからいいのかもしれないのですがけれども、松山で指名停止をしたのが20年の8月で、その間町としては、先ほど町は20年の5月と言ったような気がしたのですがけれども、21年ですよね。そうすると、例えば20年の8月が東松山が指名停止になって、その間嵐山町としては、松山が指名停止になったにもかかわらず業務委託をずっとやっていたということで、それが21年の5月まで業務委託をするというふうになるのだと思うのですがけれども、このままいくと。ほかの自治体で指名停止になっている業者を嵐山町が引き続いて、契約期間があるとはいいいながら委託を行っていくという問題については、問題はないのでしょうか。

○柳 勝次議長 それでは、まず最初に、先ほどの答弁の中で訂正があるようですから、その訂正からお願いいたします。そして、指名停止については総務課長よりお願いしたいと思います。

まず最初に、小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 すみません。訂正をさせていただきます。

先ほどの8月8日と言いましたのは、これは嵐山町が指名停止を、これは会議を開いたことでございます。この指名停止委員会から町長あてに出された文書につきましては、平成20年の7月の11日に東松山市元職員が収賄容疑で逮捕され、同月31日に起訴されたと。当該業者は贈賄罪の公

訴時効が成立しているものの、この行為は不正または不誠実な行為があったと認められると。この行為に対し東松山市が平成 20 年8月8日東松山市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づき指名停止を行った件に対する指名停止基準の適用についてということで報告がありましたので、これを読むと 20 年8月8日がいいですね、これは。ですから、この文書ちょっと、8月8日というのが、うちのほうでやったのが8日というふうにならんとらえたのですけれども、東松山市は平成 20 年8月8日にやっております。

そして、指名停止の期間につきましては、ここで訂正を申し上げます。平成 20 年8月 19 日から平成 21 年5月 18 日までの9カ月間とするということでございます。

以上、訂正しておわびいたします。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 上下水道課の委託業者の関係でございますけれども、違法事項が隣の市で発覚をいたしまして、嵐山町では指名停止委員会を開催をして、今上下水道課長申し上げたように新たに契約を結ぶ場合の業者としては選定をしないというふうなことを9カ月間決定をし、指名停止の措置をとったということでございます。東松山市は契約の当事者でございます、契約規則並びに契約約款に基づいてその契約を要は解除することができるというふうなことになっておりまして、それを解除することもできるわけですが、嵐山町は契約の、違法事項が行われたその契約の当事者ではございません。正規な手続で嵐山町は契約をしているわけでございます、当然平成 20 年度の4月から翌年の3月までの期間は有効ということになるわけでございます。

以上です。

◎会議時間の延長

○柳 勝次議長 本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

○柳 勝次議長 第 11 番、安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) それでは、今聞いておりますことでわかっておりますが、ただ1点、隣の市では指名停止をした。嵐山はそういうことで切るわけにはいきませんから、それはわかります。仕事内容につきまして支障的なことが起こっているかどうか、それだけはお聞きしておきます。

- 柳 勝次議長 答弁を求めます。
小澤上下水道課長。
- 小澤 博上下水道課長 現段階で支障は起こっておりません。
- 柳 勝次議長 ほかにほかに。
〔発言する人なし〕
- 柳 勝次議長 質疑を終結いたします。
討論を行います。
〔「なし」と言う人あり〕
- 柳 勝次議長 討論を終結いたします。
これより第80号議案 平成20年度嵐山町水道事業会計補正予算(第2号)議定について件を採決いたします。
本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
〔挙手全員〕
- 柳 勝次議長 挙手全員。
よって、本案は可決されました。

◎請願の委員会付託

- 柳 勝次議長 日程第18、請願の委員会付託を行います。
本職あて提出されました請願第6号「〈協同労働の協同組合法(仮称)〉の速やかな制定を求める意見書」提出に関する請願書は総務経済常任委員会に、会議規則第92条の規定により付託いたしますので、ご了承願います。
なお、お諮りいたします。請願第6号の審査につきましては、会議規則第46条の規定により今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。
よって、請願第6号につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎休会の議決

- 柳 勝次議長 お諮りいたします。
議事の都合により12月3日は休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

- 柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。
よって、12月3日は休会することに決しました。
-

◎散会の宣告

- 柳 勝次議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。
(午後 5時00分)